

平成22年第2回(3月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成22年3月8日(月曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年3月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 林田 幸雄 君 ・町政運営に関する諸問題について
- 2 米山 知子 君 ・スポーツ少年団活動の理念、意義をどのように認識しているか
・末端行政の再編はどうなっているか
- 3 内藤 逸子 君 ・町立保育所は安心のより所、次々と手離す保育行政でよいのか
・学校給食の企業委託をいつまでも続けてよいか
・道理に反する山有の畜糞訴訟と町の確固たる態度を求める
- 4 今井 伸二 君 ・(株)山有からの損害賠償等請求事件について

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 好典 君 書記 山口 浩二 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	内野宮 正英 君	副町長	蓑原 敏朗 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	佐藤むつ子 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	篠原 浩 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	諸橋 司 君	上下水道課長	河野 秀二 君
農業委員会 事務局長	高松 秀樹 君	教育総務課長	佐藤 弘 君
生涯学習課長	西川 義孝 君	税務課長	永友 尚登 君
町民課長	大山 喜美子 君	環境対策課長	村井 俊文 君
健康福祉課長	米田 正直 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、林田幸雄君に発言を許します。

○議員(林田 幸雄君) おはようございます。それでは、先日提出しております通告書に基づき質問を行います。尾鈴畑かん事業及び堆肥センター関係について、その対応策等について町長にお伺いしたいと思っております。

まず、尾鈴畑かん事業についてですが、2010年2月20日の宮日新聞に切原ダム建設継続についての記事がありましたが、この事業については国がダムと幹線水路、県が各圃場までの支線水路と給水栓を整備する事業であります。受益農家の7割超が同意していることを知事が報告をされ、農林水産副大臣がダム堰堤工事等についても7割が完成しておることもあり、国の事業について継続の方針を示されております。また、これを受けて宮崎県知事は、反対者に対しては行政として丁寧の説明し、同意を得る努力をすると話されております。

しかし、末端行政機関の川南町については県のことはわからない、先のことを想定しての質問には答えようがないなどと議会の一般質問等に対して丁寧な説明が行われています。先ほどの宮日新聞の中にありましたように、町、国、県との協議が行われ、さきのような宮崎日日新聞の報道が行われたと思っております。事業を進めていく上で、国、県の支援がどのような形で行われ、受益者の負担がどうなり、末端自治体川南町の財政負担額とその財源をどこに求めるのか、明確にした上で事業を進める必要があると思っておりますので、明確に数字を示して答弁をいただきたいと思っております。

2点目の堆肥センター関連につきましても、町は権限がなく法的にも問題が多く対応が難しい等々として、環境問題等に対する関係につきましても、事業者を擁護して問題を先送りし、企業誘致者なり操業が行われている地元との公害防止協定書等の立会人である行政が行政としての責任を放棄しているようにしか見えません。

さらに、事業者の変更申請、事業計画の変更申請等についての付属しておる地元協議書等につきましても、町と事業者との間で協議が行われ、県に変更申請が行われたとしか思えないような書類等も作成をされておるわけですが、12月議会一般質問における、私の一般質問における農林水産課長の答弁には、その経緯は把握をしておりませんのでわかりませんと、しかし詳しく調査して報告しますということで答弁をいただいておりますが、いまだに報告がありません。このような産業廃棄物処理施設等についての協議については、どこの課がどのように対応しているのか、どのような対応をしてきたのか、変更の経緯の報告はもう結構ですから、職務権限表に基づいて町長がどのように指示をされ、どのような対応してき

たのか、教えていただきたい。

また、この事業所についての環境問題に対する裁判につきましては、環境汚染被害発生のおそれがあるとしたホームページを削除するよう、この産業廃棄物事業者が提訴した事件であります。

しかし、この裁判の結果につきましては、高等裁判所が公害発生の蓋然性が高い、危険性が高いとして、事業者側の申し立てを却下していますし、またさらにこの事業者に対する無許可操業などに対して、宮崎市は文書による強い行政指導を行っております。

今回、この堆肥センターに関する裁判につきましては、第1回の口頭弁論が行われたばかりで難しい状況であることは理解できますが、この訴訟については相手側の訴状にもありますように、行政の対応不足等が引き起こした要因が大きいと思います。また、今後の町財政運営にも大きく影響を及ぼすのではないかと考えられます。

さきの畑かん事業、今回の堆肥センター等の問題に対しても行政の対応がどうであったのか、どう対応するのが非常に町も行財政運営に大きく影響を及ぼしてくると予測されます。立地協定書なり町との公害防止協定書などについての立会人である当時の議長、現町長については畑かん事業についても促進協議会の会長でもあり、川南町農業の将来を見据えて積極的に事業展開を進められておられます。尾鈴畑かん事業及び堆肥センター裁判等についてどうとらえ、どう対処され、町民にどう説明して理解を得られるのか、さきの私の一般質問では、町民に対する説明会等については開く予定はない、開かないというような答弁もされておりますが、ここに至っては、やはりこういったものに対しての経過説明を行い、理解を得ていく必要もあると思います。そういった関係で、町長がどう対処されるのか、所見をお伺いしたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 林田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、農業水利にかかる関係でございます。水利事業につきましては、もう御案内のように、ダムの完成もほぼ平成22年度には完成をする、それから県営事業におきましても50%弱の事業の遂行がされているわけでございます。

そういう中で、先ほどもありましたが、郡司副大臣への要望等もさせていただきまして、国としてはこの事業の進捗状況、それから地元の県を含めた要望等を参酌をして実施をしていくと、こういうことで一応、前向きな返答をいただいているところでございます。

そういう中で、将来財政的な問題という御意見でございましたけれども、一つは基金造成と、こういう形の中でこの対応をしていくということ、少なくとも2分の1程度はこの基金で対応できるような対応をしておく、ということでの対応していること、これはもう御案内のとおりであります。

それから、あと、この土地改良区に対する運営費の関係について、これは開栓状況がどの程度になるかによって変わってくるわけですが、いろいろデータの試験データの状況でいけば、かなりの成果は上がってきていると、生産性等の成果は上がってきていると、

こういうことでございますので、これをより営農上の推進を行うことによって開栓は相当期待ができると、このように思っているわけであります。

そういうことが、率的に上がっていけば、この町の土地改良負担というのは、当然これはもう下がってくると、こういうことになるわけであります。それを目指していくのが、これは行政も農協もあるいは生産組織もそういう意味合いでは、さらなる努力をしていくことが必要になってくると思います。

ただ、現時点の中で言えば、まだ通年通水が行われているわけではありません。そういうことから、水利用の発言というのができていないというのが、もう現状ではあります。

そういう観点から、やっぱり一つはこの土地改良区に対する助成というのは、考え方から言えば、やはり一つの生産投資と、こういう考え方も私はあっていいんじゃないかと、こう思います。

また、その他の直接生産のための助成措置等を含めた対応の中で、やはり畑作地帯の振興を行っていくと、そういうことを考えていくことが必要ではないかと、このように思っております。

ただ、将来的なダム施設管理にかかる費用について、最大限このくらいかかるというような数字は出ているわけでございますけれども、これが全て今の計器管理等の機械等による管理が即人的な管理でやらないといけないかどうかとか、いろんな形があります。

そういうことから、よりコストを下げていくことを考えながら、やはりこの土地改良負担と賦課金、こういうものをより上げないような、努力をしていくことが必要だと、このように考えておるところでございます。

また、次に堆肥センターにかかる問題であります。今、御説明ございましたように、この裁判という形になっているわけでございますけれども、これは過去にもいろいろ議会でも一般質問等ございました。そういう課題に対して現実的にはなかなか相手があることでございますので、十分な協議ができてこなかった中でこういう訴訟という形になってきたということでございます。

いろいろ、中にそれぞれあるわけでございますけれども、まずは今、当面している訴訟に対して私どもは、これは町と利用組合が被告になっているわけございまして、今までの経緯を含めて、この協定書とかその他いろいろありますけれども、そういうものを含めて対応をしていかなければならないと、このように思っているところでございます。

それで、まだ裁判がスタートしたばかりでございまして、まだいろいろ事実の確認が行われている段階でございます。そういうことから、我々も過去のいろいろデータの的なものを十分整備しながら裁判には対応していきたいと、このように思っているところでございます。

また、これらについて、理解を求めていくべきではないかと、こういうことでございますが、当然その裁判の途中途中で公表するということはできませんけれども、一定のところに来た段階では、事実を明確にして説明をするといいますか、理解を求める手だては必要であ

ろうと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) それでは、質問席から一問一答式で質問を進めさせていただきたいと思います。

まず、水利事業の進め方についてですけれども、先日、マスコミで報道されました開閉栓方式について県の担当者との見解の相違について、町長は県のことはわからないと、さっきの一般質問では答弁をされておるわけですが、あわせて県議会の中で地元県議の質問に対しての土地改良区の維持管理に対する助成等についてであります。そのことについて、その後、県とこの問題について協議はされてきたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 開閉栓方式については、これは導入といいますか、県との段階においてはずっといろいろ川南、この尾鈴地区だけでなくほかの地域でも導入されているというふうに聞いておりますけれども、そういういろいろな方式があると思うんですけれども、そういうことについて、これがいいかどうかということについては、これは事業推進上、検討をしながらやってきたということでもあります。

○議員(林田 幸雄君) 検討してやってこられたのはわかるんですよ。その結果が、選択制であろうし、開閉栓方式になってきた。その開閉栓方式について、マスコミの報道、マスコミの取材に対して、県の担当者が法的に問題がありますよということで見解を述べられてるんですよ。そのことについて、さっきの一般質問で町長はこのことはわからないということで答えられているんですよ。これは重要な問題だと思うんですよ。促進協議会の会長でもあるわけですから、この問題がもとで都農地区については事業に取りかかれぬ、一部の人の反対かと思っいろいろ調査もさせていただいておるんですけども、大半の方がこの進め方について疑問を持っておられる、賛成できないというような状況であろうと思いますし、高鍋町については、今、川南町と同じような土地改良区に対する負担の条例改正について、川南町と同じ条件にしてくださいよという請願が上がっておるわけですが、これは昨年の9月議会、夏場ぐらいから上がってきてるんですかね、その扱いにまだ結論が出てないような状況であります。

ですから、高鍋町と川南町と都農町、同じ足並みで進んでおるのかなと非常に疑問に思ってるんですよ。ただ、これが同じ足並みでそろわんことには、この事業の進捗に非常に大きな影響が出てくると思います。なのに、県の担当者はそういった発言をされるんですよ。確かに北1については総会で取り決めがあり、開閉栓方式について総会での決議もあるわけですから、ここについては法的にも何とかなるのかな。

ただ、土地改良法なり地方自治法からいくとちょっと問題があるのかと思いますけれども、そこは法的な見解ですから、学者の解釈等も含めて進められておると思います。進める側、町当局はですね。

ただ、北2なり、これから立ち上がろうとするところにおける説明等について、県は説明

していませんよ、それは町がされたことじゃないですかと言われるんですよ。そのことについてどう確認をとられてきておるのかな、そのことをお聞きしてるんですよ。再度、答弁を求めたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) これは前にも担当課長からも十分説明を申し上げている問題じゃないかと思いますが、開閉栓方式等の賦課方式については、当然、土地改良区が定めるべきものなんだと、こういうことであろうと思います。

それで、この第1土地改良区のほうでその方式を導入すると、こういうことで決定をされたと、これはもうこれで今言われるように問題はないと思います。

それで、第2について、そのことについて県が説明していないとかというお話でございますけれども、この全体の土地改良区の関係で言えば、第1土地改良区は今以前からの唐瀬原土地改良区が設立をされて事業をしてきたと、そういうことからその事業も引き継ぐという形での土地改良区を設立されたと、その中で開閉栓方式等の同意がされたと、こういうことでございます。

それで、今後1,580ヘクタールについて、今10地区に区切って事業を推進しているわけですが、現在、その他の地域は言われますように、土地改良区が設立をされていないと、そういうことからこの地区はどうするのかと、こういう形の中で、やはり第1土地改良区でそういう方式を決定し、そしてそのことをもって同意取得を行ったと、そういう経過等もあるわけでございますので、そのことは当然、将来ほかの全体の土地改良区を設立するに当たっても、それは引き継いでいかれるべきものだと、そういう立場から言うと、県は土地改良区、その開閉栓方式を決定した、説明をしたとかするとかということと言わないのかもしれませんが、全体の事業の流れの一つでありますので、そういう立場で、町としては説明を申し上げていると、そういうことであります。

したがって、最終的に全体の土地改良区設立を進めているわけでありましてけれども、そういう中では、その第1土地改良区での設立、合意されている事項というのは、それは当然事業として引き継いでいくことになるかと、そういうふうに思っております。

○議長(川越 忠明君) 傍聴席・・・はい、わかりました。よろしく申し上げます。
(発言する者あり)

○議員(林田 幸雄君) その報道を見ておられん、担当課長は見ちょらんとか、そのあたり。

一番の当事者は、そういった報道がなされていますよ、これは新聞記事も上げて、前の一般質問のときには言わせていただいたと思うんですけども、そういった報道がいつされたかもわからんというようなことであれば、検討の協議はなされてないと、非常にさびしいことじゃなかろうかなと思います。県議会の中でも維持管理に対する経費6,500万かかりますよと、国の維持管理に対する助成措置がありますから5,000万までには圧縮はできますと、国の補助。県のそういった支援措置についてはできないというようなことが述べられておりま

す。

そういった中で、県の担当者にもいろいろ話をさせていただいたんですけども、それは川南町が条例も決めて取り組まれておることですわと言われます。ですから、最終的には川南町が全面的な負担を強いられるのかなという理解をせざるを得んわけです。

では、その中で先ほど町長も負担が減るように努力をしていきますよと、いろいろな実証試験なり、プロジェクトチーム等の関係で成果が上がってきていますので、そういったものも含めて、水の使用料をふやしていきますよと、そうすることによって最終的にはこの維持管理に対する負担も減ってきますよということですけども、今の給水栓方式、給水栓を設置しても開栓しなければ負担はいりませんよということですけども、これはもうずっとこの問題については質問してきておるわけですけども、それに対する土地改良区の維持管理費も含めた運営に対する助成、支援対策ということで条例改正が賛成多数で可決をされたわけですけども、ただそのことについてやはり何ぼ負担が発生するのというような意見が町民の中から非常に多く出てきてるんですよ。今の開閉栓方式で7割超の事業同意が得られておるようですけども、ただそのことによってどれだけ水の利用を考えておられるのか、やはりそういったものも示していきながら、理解をしてもらわんことには、事業は前にずらんとじゃないかなと思うとですよ。5年先はどうなるんですよ、5年先に全面通年通水ができるかどうか疑問ですけども、10年先はどうなるんですよ、そういった計画を元に進めていかんことにはアバウトな中で今、北1の中で何ぼですかね、20%ぐらいですかね、水の利用、受益地に対して。これが北2、川南、高鍋、都農全体ということになると、とてもその数字じゃおぼつかんと思うとですよ。5%切るんじゃないですかね、今の段階へ移行していけば。

やはりそういった計画も示しながら進めていかんと、これは土地改良区じゃとてもそういった推進じゃ何じゃ、土地改良区の役員さんではできんと思うとですよ。そのために行政の中で担当部局を設け、担当者を設け、そういった事業推進をされると思います。担当部署にはそういった計画が全然ないのかどうかですよ。そこをお聞きしてるんですよ。あれば数字を上げて、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午前9時37分休憩

.....
午前9時38分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。一般質問を再開します。

○町長(内野宮 正英君) 生産計画、長期的な生産計画を示すべきじゃないかと、こういうお話でございます。

この今、いろいろプロジェクト等でやっている実証的なものというのは、これはある程度の成果が上がってきていると、こういうことでございます。そういうものの中で、この長期的な生産計画を出すべきじゃないかと、こういうことでございますけど、現段階ではそのこ

とについては現在あるものの中で生産を上げていくというこの形の実証をやっていると、こういうことをございますので、今の段階ではそのような具体的などというか、そういう計画というのはまだ検討がそこまでいっていないと、こういう状況でございます。

ただ、そのアバウト的に現在ある面積にその単純に数字を例えば比率的にこうだと、あるいは量的にこうだと、こういうことでかければできるのかもしれませんが、それでは将来的にその品目の変更とかいろんなことがあるでしょうから、そうちょっと単純にはできないんじゃないかなと、こう思っております。

しかし、検討は当然してかなきゃいけない課題だと、そのように思っております。

○議員(林田 幸雄君) 水の使用がどげんなつとですかと聞いちょるっちゃけど。

その生産計画がはっきりしちょらん。生産計画がはっきりしちょらん以上、確かに水の水量、わからんと思うんです。ほんなら北1なり北2、今回の予算にも計上されていましたが、どうせコンサルに頼まれるんでしょうけど、委託料、実施計画書策定、それにはそういったものは含まれんとですか。その関係地域の現状、5年先、10年先どうするんだ、北1でも北2でもその数字が出てきちよったと思うんですけども。

それで、その地区の状況がどうなるのか、よって水の使用料はこうなりますよというのが出てきて、事業計画が承認され、事業が進められる、そのためにその調査費なり何なりで年間400万なり500万の予算が支出をされてるんでしょ。それでわからんじやいかんと思うとじやけど。

再度そのことについて、ちょっと答弁を求めます。

○町長(内野宮 正英君) 御指摘のことはわからないではないわけではありますが、今そういう、具体的に言えば水使用のあり方というのは、いろいろな使い方があると、そういう形の中でその実証等をやっていると、こういう段階であります。

そういうことの中で、先ほども申し上げますように、今のその作物の中で、その使っていた場合にどうなるのかと、これは面積等の把握は個別にずっとされておりますので、できるかというふうに思います。

ただ、その全体的な町の助成等の問題については、全体的な事業から言うと、全体のまだ3分の1程度にもいっていない状況の中でございますので、これから平成33年までかかる、そういう長期のことをございますから、これをここで一概に算定をするというのは、今の面積だけではできるかもしれませんが、やはり農業もいろいろ変わってくる、そういうふうな状況の中もございますから、そういうこと等をやはり暫時調査等もやりながら、より有効性を調査をしながら、やはり水の利用というのを図っていくと、こういうことが必要じゃないかなと、こう思います。

そこで、今、どの程度だからどうだと、こういうような数字というのは、非常にまだ完全に通水されているわけじゃないので、計画を立てるというのも非常にやっぱり難しいところがあるんじゃないかなと。

ただ、通水がやっぱりめどが立てば、一定のそういう振興、農業振興と畑作振興という意味での、その目標というものをやっぱり定めていくことが必要じゃないかと、そのように思っております。

○議員(林田 幸雄君) 1地区400万なり500万をかけて、その実施計画書なりを作成されておるわけですから、そういった根拠があると思います。その実施計画書をつくられたところと十分すり合わせをされて、将来ビジョン等も数字に基づいたものを早急につくられて、よって川南の財政運営こうなるんですよということを、できるだけ早く示していただきたいと思います。

ひとつお願いをしておきたい。この次の6月議会までにはそういった数字に基づいて説明ができるような形での資料をまとめとっていただきたい、お願いをしておきたいと思います。

それでは、次においては数字に基づいてちょっと水量の関係、この維持管理なり作物栽培をしていく上で、水量が確保できるかという問題について数字に基づいてちょっと質問させていただきたいと思います。

この資料は、12月議会の私の質問の中の参考資料として付けさせていただいたやつ、昭和49年当時の河川の年間の流量、それに対する年間の取水量、貯水量ですね、を示したものです。河川の年間流量が802万立法メートルありますよ、そのうちの29.4%を取水しますよ、235万8,000トン取りますよということですよ。それによって町内の川南町だから町内しかしょうがないとですけども、農作物に対する水の量は十分確保できますよという説明をいただいておりますし、その資料をいただいております。

ただ、この後に平成17年12月22日、国営尾鈴土地改良事業における宮ヶ原頭首工にかかわる川南町との確認、この確認が取り交わされていますよね。九州農政局、尾鈴農業水利事業所長、17年12月22日にこの確認書が取り交わされております。この中で、確かにこれは法定外公共物の管理の関係もありますのでということですけども、川南町が法定外公共物として管理している、この頭首工をつくる部分については宮ヶ原頭首工をつくる部分については、川南町が法定外公共物として管理している区間とはなっていない、ただ宮ヶ原川は川南町が管理をしていますよということで、その関係について協議をしますよということでもあります。

この中に切原川と宮ヶ原川の取水、年間総取水量の関係が出ておるわけですけども、宮ヶ原川が341万立方メートル、もう先の235万8,000立方メートルを大きくオーバーしていますけども、しかも宮ヶ原川の頭首工からは142万立方メートル、合わせて4,83万立方メートルを年間取水しますよと、この昭和49年当初からしますと、何ぼなっちゃうとかな、2倍強ですかね、昭和49年当時、235万8,000立方メートル取りますよというのが、ここの時点でこの確認書の参考資料として添付されておりますので、これ町長、十分確認はされておると思いますが、要するに取水量が倍になっておる、これは年間流量が倍になっておれば問題ないわけですけども、この年間流量は、ここ私、地元ですから、ずっとここ見てるんですけども、ふえておるとは確認できないんですよ。

そういった関係が、慣行水利権者、私の地区もその水利権者になると思いますけども、その下、白鬚、尾脇、田上、木城、高鍋も一部絡むと思いますけども、そこらあたりとの十分な協議はされておるのかどうかを確認させていただきます。

それと、この取水量が倍になっておる要因、あわせてちょっと御答弁をいただきたいと思っています。

○農村整備課長(横尾 剛君) 林田議員の御質問にお答えいたします。

取水量につきましては、これは国が、農水省が恐らく国土交通省と協議をした中で決められた数字だろうと思います。それを本庁が確認をしたという状況だと思っています。

それから、河川につきましてはの協議につきましても、尾鈴事業所のほうが下流の井堰の方々との協議は行っておると考えております。

以上でございます。

○議員(林田 幸雄君) おると思いますじゃない、おるとかどうかよ、確認が済んじょっとかどうかよ。私の地区の井堰じゃそんな話はないけど、おると思いますじゃないとよ。

○農村整備課長(横尾 剛君) 協議につきましては、これはちょっと私、手持ち資料が今ここにありませんけど、もうダムも着工されて進んでおる関係で、その協議が整ってダムが着工されたと考えておりますので、当然そこはされていると考えますが、確認をいたしまして、また報告させていただきます。

○議員(林田 幸雄君) 確認書に印鑑も押されちよるですよ、17年12月。それはそこ辺の関係はどげんなつとですか。もう済んじょっとでしようね。確認しちよかん、確認して報告しますじゃない、確認済みですと言わにやそのくらいのことは。

それと、この中に参考資料の中に書いてあるわけですけども、宮ヶ原川の水利流量として水田かんがい用水0.7ヘクタールのみですよと、7反6畝しかありませんよと、であり必要水量はゼロということですのでありますよね。この宮ヶ原川から取られている水田かんがい用水7反6畝分の田んぼがどこにあつて、その水量がどこにあつとかなと、それがあつるとに必要水量はゼロですよということになっていますけども、この田んぼはどこにあつて、この水量がどこにあつて、田んぼがあれば必要水量、何でゼロでいいとかなと、田んぼがあればゼロじゃいかんやろ。あなたたちは川南の台地に水を引いて農業振興図られよとでしょ。農地に水がゼロでいいですよ、言えるんですか、こん中に書いてあるんですかね。

その根拠をちょっと示してくれんですか、その田んぼがどこにあるのか。それで何でゼロでいいんですか。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時49分休憩

.....
午前9時59分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○農村整備課長(横尾 剛君) 林田議員の御質問にお答えいたします。

水利の流量につきましての御質問ですが、ここの中の実現で残留流域流出量と還元量を考慮すればという表現がございますので、これはこの川ばかりではなくてよそからも入り込みがあって、そういうものを考えれば、この水は使わなくてもここは十分活用できますよという表現に私たちは解釈をしているところでございます。以上でございます。

それから、あと下流堰の件でございますが、今、事業所に確認しましたところ、代表者を通じて確実に取っているということでございます。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) 残留流域流出量と還元量を考慮すれば、ゼロゼロでいいですよと、ここからの水量はということでしょう。ならその水利がどこにあって、その田んぼがどこにあるとか確認しよるとですか。その田んぼを持っている地権者との協議は終わっているのですかと聞きよるとですよ。慣行水利権の関係含めて。

○農村整備課長(横尾 剛君) 私自身がその田んぼを確認しているわけじゃございませんが、これは事業を行う尾鈴の事業所は当然確認をして、地権者とも協議をしていると判断しております。

○議員(林田 幸雄君) これは川南町民が耕作をしている農地ですよ。その農地の管理状況がどうであるか、安い固定資産税じゃろうけど、固定資産税ももらってますよね。もらってないのですか。もらいよれば、それに対する責任というのはどこにあるんですかね、地権者にあるんですか。川南町にあるんじゃないですか。それぐらいの確認はしとって事業に当たってもらわんとですよ、こまかいこっちゃろうけど。私の地域の水田なんですよ。そこが河川からの水を井堰をつくって引っ張っちゃう、その下流からじゃろうけど、その水がこんなってもいいということですよ。雨水と湧水で田んぼはできるとですか。非常にやりにくいと思う。

川南の農地がそういった状態にあるから400億円もかけてこの水利事業を行って、潤沢に使える水を確保しようとする事業を進められてるとでしょ。ほんならその山の中にある微々たる水田はそげなことでもいいんですか、水がこんで。

そういった確認をして、それでできる、だからここに頭首工つくってゼロにしていっちゃという確認を町の担当者がしてくれんとだれがしてくれるとですか。ほんならここで田んぼがつくれんごとなったら、こん水どんげかせないかん。下流域の人から、もう私の地区の幹線水量もこのダムの下から頭首工をつくって引っ張ってるんですけども、年間取水量が増えていますよと、こんげ。増えたことによって水不足が生じた、その責任はどこにとられるんですか。九州農政局ですか、国土交通省ですか。川南役場の農村整備課にくる、川南町長にくるんじゃないですか。

この山有と同じような状況になりかねんとも限らんじゃないですか、将来的な中で。そこをきちんとやっぱり整備をしていかんと。慣行水利権の問題で水不足起きた、田んぼが植え

つけられんようになったと起こらんかもしれんですよ。そういったことも想定して、やっぱりやっちょかんと同じような状況が発生せんとも限らんじゃないですかね。そういった細かいことを一つ一つクリアをしていかんとですよ。

町長、どんげでしょうかね、そこ辺は。

○農村整備課長(横尾 剛君) 林田議員の御質問に再度お答えいたしますけど、水利につきましては、各井堰等には補償金も行いながら、水の確保にする水路整備、そういうのはもう行われておりますし、ここの一部の水田でしょうけど、ここにつきましては協議は水利事業者、当然行っていると考えられますし、それでこれは行政として役場がそこに携わったかということですが、これは当時の担当も協議の中に入っていると思っておりますので、当然ここはそのような水利用はできると、この表現がゼロゼロだから全く流さないよという表現では、私はないと考えております。ここの水は(発言する者あり)ここで流さなくてもまだ足りますよという表現だろうと思えます。当然、大水、そういうときは流れてくるわけですから、そのような表現ではないんじゃないかと解釈をしております。

以上でございます。

○議員(林田 幸雄君) 全くゼロじゃからゼロじゃつとですよ。

それじゃこの確認書、中の数字、川南町長内野宮正英、九州農政局尾鈴農業水利事業所長野道彰一さんですかね、公印がついてあります。この流量の流水の水量占用目的、かんがい、最大取水量、毎秒当たり0.497立方メートル、正常流量0.009立方メートル、毎秒ですよ。こういった単位で示してあるんですよ。細かい0.009立方メートル、どんくらいの水ですかね、毎秒。こういった数字で示してあるんですよ。そんならゼロだから全く流さんということはないでしょ。ゼロじゃから、全くゼロじゃなく流すとですよ、だからそこ辺の確認ですよ。まあいいですわ。

その協議ができておるということであれば、地元の水利組合等々の協議書、確認書、あるはずですよ。そろえて提出をしていただけないですか。どこと話されても結構です、水利事業所とも話されて、農水省、国土交通省、協議書があるはず。あると思っておりますということでは、言われちよつとなら、言うた言わんの問題になるとですよ、それがなかったら。ないといかんはずですよ、そんならもん。水利権に関するこっちゃからですね、それをされるのかどうか、答弁を求めます。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

.....
午前10時11分再開

○議長(川越 忠明君) それでは、会議を再開します。一般質問を再開します。

○農村整備課長(横尾 剛君) 林田議員の御質問に再度お答えいたします。

水利権のことにつきましては、再度確認をいたしまして報告をさせていただきます。

○議員(林田 幸雄君) そういった取り決めなり何なりされるときには、町の担当部署、担当者については立ち会いをするべきであろうし、その内容等について、その水利権者が不利益をこうむらんような、やはり内容の取り決めを行うような指導をするべきであろうと思います。今後、そういった対応をとっていただくようお願いをしておきたいと思います。

この土地改良は水利事業に対して最後の質問にさせていただきたいと思いますが、先ほどから言っております、その維持管理費に対する負担の関係です。国、県の事業に対する地元負担、工事に対する地元負担金が合わせて30数億になろうと思います。これは大阪の橋下知事も国の直轄事業についての負担の見直し等も求めておられるようですが、事業の内容は大きく違うと思いますけども、基本的にはこれは国のやる事業ですから、国なり県のやる事業ですから、宮崎県の東国原知事も国の事業に対する地元負担分等についての関係については、申し入れ等もされておるようです。

特に、年間6,500万の維持管理費がかかるということであれば、この国、県の国県営事業にかかわる地元負担分30数億になろうと思いますけども、そういったものが大阪知事なり宮崎県知事が言われておるような状況の中で見直しがされてくれば、この30数億をどう使うのかというような問題も出てくるとは思いますけども、ただ、今、国なり県が言われておるのは、その維持管理に対する助成、支援については非常に厳しいと、ただ川南町は条例改正をされて、町の責任でその不足分の負担をされるということで決められていますよねということで言われています。

そういった関係に対して、先ほど町長はアバウトな中でということはどうなるのかについて触れられておりませんでしたけども、国の支援が1,500万あって5,000万になりますよということであれば、この30数億の地元負担金を払わんでいいようなことになれば、60年分の維持管理費が出てくるとはですかね、そこで。

そういったこともちょっと理屈にはならないと思いますけども、そういった要望もされるべきじゃなかろうかなと、これは大阪府知事、宮崎県知事は国に対して言われておるわけですから、そういった関係についての要望なり要請、協議はされてきたことが今まであるのかなのか、また今後そのことについて国、県に対してどのような形で望まれるのかを町長の考えをお伺いあして、この水利事業の関係についての質問は最後にさせていただきたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) この維持管理等にかかる負担についての問題であります。現在、管理整備型の助成措置は行われておるところでございます。それで、5年、時限立法でありまして、これがことしで22年度で切れるということでありましたが、さらに5年間、延長すると、こういうことで決まっております。

そういうこともずっと陳情も行ってきたわけではありますが、さらにダムにかかる管理等については、かなり完成する段階、前からなると思いますけど、十分な検討をやっぱりしていかないけないと、こう思っております。

私自身としては、それだけの管理というのはいかぬでできるんじゃないかと、こういうふうに思っているわけでありますが、やはりそういう段階においてやっぱり国の・・・県、それから国営事業という形の中でやられているわけで、していただいているわけでありますので、そういう管理費用についての助成というのは、今後とも求めていかなければいけないと、そのように思っておるところでございます。

そういうことから、ほかの事業に対しましても、そういうことの対応について要請をいたしておるものもでございます。そういうことで、よりやはり受益者の負担が軽減できるように、さらに努力をしていかなければいけないと、このように思っておるところでございます。またそのためには県も一生懸命努力をしていただいておりますので、一緒になって努力をしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) 確かに努力はされておると思いますし、今後もその要請活動等については、全身全霊を傾けてやっていただいて、町民負担をいかに減らしていくかという方向で対応をお願いしたいと思っております。

しかし、今の民主党政権の中で行われました事業仕分け、この土地改良事業に対する関係、予算は半額をしておりますし、特に今、町長が言われました維持管理費等については受益者で負担をすべきだという答申を出されております。今後、ますますこの維持管理費に対する助成の関係については、相当厳しくなってくるんじゃないかなと思います。川南の農業振興に大きくかかわる問題であろうと思いますので、積極的な対応をひとつ求めたいと思っております。お願いをしたいと思います。

それでは、続きまして堆肥センターの訴訟関係についてお伺いをしたいと思います。

この訴訟の争点になっておりますのが、利用組合と事業者で結ばれた覚書なり平成16年2月が最初であろうと思っておりますけども、1月の弁護士、事業者の代理人弁護士からの申し入れに対する町長の回答書、そういったものが今後、争点になっていくであろうと思っております。

この覚書作成に行政がどうかかわってきたのか、またこういった弁護士からの申し入れがもうこれ以外にはなかったのかどうか、それに対する回答をどのような形でされてきたのかについてお伺いをしたいと思います。行政が覚書作成にどう携わってきたのか、かかわってきたのか、弁護士からの申し入れに対する回答書を16年2月6日だけなのか、それ以後。これは当然、その事業者なり弁護士のところに再三出向かれておりますので、その間のやりとりはあったかと思っております。そういった内容等についてお示しをいただきたいと思っております。

○町長(内野宮 正英君) 今、係争中でございますので、いろいろ利用組合と町との関係等についてがいろいろやっぱり争点になる問題だと、こう思っております。

そういう中で、基本的なことを申し上げれば、この平成16年ですか、家畜排せつ物処理法の問題、それから川南は非常に畜産としての町ということで、非常に野積みが多いということ、それからそれらの畜産物、廃棄物の大量等による土壌の問題、あるいは悪臭、公害の問

題、そういうようなもろもろの状況の中で、その堆肥の量も相当あると、こういうような状況の中で、この堆肥センターを誘致をすると、そういうことになってきたと、こういうことだと思っております。

そういう意味合いでは、これは農家の皆さん方も、また町もこれを何とかしなきゃいけない、この考え方というのは、これは一致して進められてきたと、そう思います。そういうことの中で、この覚書の締結までにつきましては、いろいろ協議もされて、そして最終的にはその量的にもかなり多いと、そういうことから覚書の締結になっていると、そういうふうに思っております。

そういうことの中で、町がどうかかわったか、あるいは利用組合がどうかかわったかというような関係については、これはやっぱり今後の裁判に影響が出てまいりますので、これはやはり双方ともやっぱり一つの目的は一緒であったということで取り組んできた、こう理解をしていくことがいいのではないかと、そう思っております。

○農林水産課長(押川 義光君) 林田議員の質問にお答えいたします。

先ほどから2月6日のお話ございましたが、その後に山有の代理人であります、いずろ法律事務所より3月22日と9月1日、この2回に分けて、最後は16年9月1日に利用組合への催告通知という形で文書がまいっております。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) それ以降については、何らこういった問題に対する申し入れもなかったし、協議もしてこなかったということですね。

○農林水産課長(押川 義光君) 9月1日以降につきましては、特段の申し入れはなかったというふうには理解しております。

会社からのアクションという形では、今言ったとおりのことでありましたけれども、こちら側の取り組みという形では17年からいろんな形で、その他の受け入れについて協議するというようなことは、こちらからしております。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) 16年の9月1日以降、向こうから何もなくて、今回いきかなりああいった訴状が送りつけられたと、非常に乱暴な裁判じゃないかな、訴えじゃないかな、職権の乱用にもつながってるんじゃないかと思っちゃけど、国内法にはそういったやつがないようですから受けて立たざるを得ないでしょうけども。

まず、最初の覚書ですよ。これはどこが原案つくられたっでしょうかね。

それと、この覚書についてどうとらえておられるかですよ。今まで環境の問題、私を含め同僚の議員が覚書等についていろいろ触れてきておりますし、触れられてきております。その答弁としては覚書なるものについては、紳士協定ですよ、法的効力はありませんよ、だからそのことについて対応ができないんですよというような答弁もいただいておりますけれども、この覚書についてどうとらえられておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思いま

す。

町長がどうとらえておられるのかですよ。

○町長(内野宮 正英君) この一番は、こういう協定をしたということがどうしてなのかという、その疑問点はあるわけでありまして。努力義務とか、そういうようなものならば意味合いとしてはわかるわけでありましてけれども、多少、覚書自体については、やっぱり問題があったんではないかと、こう思います。

ただ、そのときの現状といいますか、そういうことからすると、それらの量というのは問題はなかったんではないかと、問題ないところ判断されたと、こういうふうなことでございます。

そういうことで、最大の争点になるのが覚書ということになっておるわけでございますので、協定、全体の中の一つとしてやっぱりとらえた対応の仕方をしていく必要があると、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) どこがどうしてつくったとかはわかっちゃらんとですか。

○農林水産課長(押川 義光君) 覚書の締結に関する経過でございますが、これにつきましては当時の担当課であります環境対策課におきまして、利用組合の役員会に諮り、協議されて最終的に作成につきましては、山有側の意見と町側の意見を取り入れて、最終的に利用組合の役員会で諮って了承を得て提携されたというふうに記憶しております。

以上です。

○議員(林田 幸雄君) ということは、行政側で原文はつくられたということですよ、町長。

○町長(内野宮 正英君) 今、課長が答弁申し上げたように、双方での意見、協議の中でつくられたと、こういうふうに理解をすべきだと、こう思っております。

○議員(林田 幸雄君) であれば、行政の責任が大きくなってくる問題であろうと思います。

この覚書が契約書となり得るのかどうかの問題にもかかわってくると思いますけども、そこら辺りをどう捉えられておられるんですかね。

○町長(内野宮 正英君) 難しい判断だと思います。通常の一般的なことで申し上げれば、これは一つのやっぱりお互い、双方が遵守すべき事項として交わされたものだと、そう思いますので、そういう立場のことからは覚書、あるいは協定ということからすると、多少協定よりもその覚書というのは協定に基づくものではあるわけでございますけれども、意味合いというのは若干違うかというふうに思います。

しかし、これはちょっと法的というか、法的な解釈という意味合いでは、私は申し上げるのは違うわけでありまして、そういう法的な立場ではどうなのかということについてはちょっと今、確認を、弁護士との協議をいたし、意見を聞いておりませんのでわかりません

けれども、私の考え方から言えば、そういう協定に基づく覚書でありますので、先ほど申し上げますように、お互いに遵守すべき事項と、こういうようなことになるんじゃないかなと、こう思っております。

○議員(林田 幸雄君) であれば、先ほどもちょっと述べさせていただきましたけれども、環境の関係で各地区でこういった覚書なり、公害防止協定書が結ばれています。それに川南町が立ち会いをされておるもの、それから通浜の関係であれば高鍋町長が立ち会いをされておる、高鍋町長と結ばれておるものがあるわけですが、いろいろな問題が起こったときに、この覚書というのは紳士協定ですよ、法的な根拠はないんですよ、だから対応が難しいんですよ、できないんですよということで、今まで言われてきてるんですよ、行政側は。ならこの覚書に対してどうとらえられているのかということ聞いています。

今まで一般質問なり各地域での環境の関係の会議の中で、行政が述べられてきたことと今、町長が言われておること、大きく変わってるんです。確かにこの堆肥利用組合と山有とで結ばれておる覚書、これが契約書であるかどうかということになると、いろいろ契約書には入れておかなければならない要件がたくさんあります。その要件が入ってない。なら要件を満たしてないとも言えるかと思えますけれども、先ほどから私が言っております今までの環境問題に対する覚書、公害防止協定書、そういったもの等々、言われておる、今言われておる覚書に対する対応、大きく変わってるんですよ。そこをどうとらえられておるのかな、これはもう今、訴訟中の問題ですから、厳しい判断、難しい判断をせざるを得ない状況であることは十分理解をしていますけれども、再度、今まで言われてきておった覚書なり協定書等との違いですよ、なぜそう変わってくるのかな、非常に理解に苦しんでおるわけですがね。

そのところをもう一回理解できるように明確に答弁をしていただきたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) これは先ほど申し上げたとおりでございます。この解釈というのは、非常に重要な意味を持つ、そう思っております。そういうことでございますので、お互い、先ほど申し上げるように遵守すべき事項的なものではないかと、こういうふうに思っています。

それで、一方では公害防止協定とかございますけれども、かなり紳士協定的なものもございますけれども、ならそれで同じなのかと、こういうことになるとちょっと判断しにくいところがございますので、今後のまた争点となっているところでもございますので、十分慎重に対応をするようにしていくということで御理解をいただきたいと思います。

○議員(林田 幸雄君) 今、それではこの覚書について、行政がどうかかわってきたのか、原案はその当時の環境対策課、これは畜産廃棄物の畜産環境何とか室ですかね、その中でつくられたと思います。

それと、あと山有側のいずれ法律事務所からの申し入れに対する回答、こういったものの作成が公務員がされたということであれば、その処理料、50トン分の処理料を払いますよ、これは利益の供用なり、この申し入れに対する回答書を見ますと200トンになるための積極

的な行政のかかわりを示されておりまして、なったときには国庫補助事業の導入をしますよとか、散布機の導入権補助を受けてということで、散布機の補助、ペレットマシン等を入れますよと、これ利益の供用、便宜のあっせん、公務員法違反なり地方自治法にも抵触してくる問題であろうと思いますけども、そこらあたりはどうとらえられておられるんですかね、町長。

○町長(内野宮 正英君) これいろいろの事業をやります場合に、やっぱり特にこの環境畜産廃棄物処理というのは、これは長期的な大きな課題であるということが、これ一つ前提になっていると、そう思います。

そういう中で、いろいろの事業を使ってやっていくと、これはほかのいろいろな事業でも同じようにやられているわけでございますので、より効率的なといいますか、財政負担の少ない方向でやっていくというのは、これはもう当然なことだと思います。それが言われるような、やっぱり公務員としての抵触するとかいう話ではないんじゃないかと、こう思います。

そういうこれはいろんな可能性というものは、これ事業進める上では検討してやっているわけでございますので、そういうことで対応してきていると、当然、農業生産法人なのか、全く一般の株式会社企業なのかと、これによって助成事業等はもう一般企業ですとできないものもあると、農業法人ならできるものがある、そういうようなことの流れの違いによってやろうとしてもできないものもあったと、そういう流れではないかと、そう思っております。

○議員(林田 幸雄君) 非常に理解しづらい答えで、次が出てこないわけですけど、もう時間も来ておりますので、これ最後にしたいと思っておりますけども、先ほど質問の一番最初に行いました、このような関係についての職務権限に、どのような職務権限に基づいて、どの課がどういった対応をしてきたのか、そういった関係、それから新たな質問ですけども、こういった裁判に対する行政の対応、土地改良事業に対する行政のかかわり方が今後、大きな問題にもなってくると思います。特に、この議会も大きくかかわっておるわけですけども、負担金条例の改正、そういったものが今、国、県が言われておる川南町は条例改正もされて、この事業に法的根拠を与えておられますので、川南町が考えられることですよという答えをいただいているんですよ。

ということであれば、こういった行政の対応が今後、土地改良事業における土地改良組合の支援、維持管理費も含めた運営費に対する支援の関係にも大きく影響してくるんじゃないかなと思います。先ほど明快な答弁をいただけませんでしたけども、ちょっと先走ったんじゃないかなと思うようなところもあるわけですけども、そこらの点も含めて、この裁判にかかわる行政の対応等が大きな争点にもなっております。将来的な観点も見据えて、今後どのように町長がこういった問題にかかわっていかれるのか、どのような対応をとってこられるのか、答弁を求めて質問を終わりたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 裁判の関係は、これは当然、町それから堆肥利用組合という双方が告訴されているわけでございますので、その力合わせて対応をしていかなきゃいけない

いと、そう思っております。

結果がどうなるというのは、これはこれからの話でございますけれども、我々としてはやっぱりその理解を求めなければならないと、そう思っているわけでございます。

しかし、これは裁判でありますので、どういうことになるかわかりませんが、最大限努力をしていきたいと、そう思っております。また、議会の皆さん方におきましても御理解と御支援をいただきたいと、そう思っております。

それから、農業、畑かん等にかかる関係につきましては、確かに条例等でそれを運営の対応をしていく、これは決定をされ、それを遵守していくことで申し上げているわけでございますけれども、当初申し上げましたように、やはり水というのは畑地におけるやはり重要な社会資本整備だと、そう思っております。

そういうことから、一つの農業振興対策費的な、やはり観点での対応というのをぜひ御理解をいただきたい、そのように思っております。そして、将来的に完成をすれば、それなりの畑地の振興がなされていくということを期待をいたしておるわけでございますし、また高鍋地区、染ヶ丘地区では、いまだ仮のダムから仮配水をやりまして、いろいろやっていただいておりますが、非常にやっぱり成果が上がっていることば事実でございますので、農業のどういうものをつくっていくかというような問題はあるにしましても、一つの将来の農業の方向の作物転換等を含めた振興がなされていくための手段だと、そういうことで御理解をいただきたいと、そう思っているところでございます。

以上です。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

ここで農林水産課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○農林水産課長(押川 義光君) 先ほど林田議員の御質問の中で、私が回答いたしましたけれども、その中で私が「畜産環境対策課」と申したようでございますが、正しくは「農林水産課畜産環境対策室」でございます。農林水産課畜産環境対策室でございますので、おわびして訂正させていただきます。

○議長(川越 忠明君) 次に、米山知子君に発言を許します。

○議員(米山 知子君) 通告書に基づき質問をさせていただきます。

平成22年度の国家予算では、民主党が掲げた子ども手当に関しては、現金給付に対するの意見や保護者の所得制限などが出てはきましたが、月額1万3,000円、保護者の所得制限は設けないという形で支給されることになりました。そもそも子ども手当は次世代を担う子供の一人一人の育ちを社会全体で応援していこうという趣旨であり、未来への投資とも呼ばれ

ます。かつて話題になった米100俵も同じ趣旨であろうかと思えます。子供一人一人の育ちを社会全体で応援するとは一体どういうことを言っていると思われませんか。

川南町においても、平成21年度は一般会計総予算の9.25%が教育歳出予算に充てられ、学校教育や社会教育の推進に取り組まれています。子供の教育の世界には、学校教育、社会教育、家庭教育の3つの分野があり、どの分野も重要なものでありますが、教育というとして学校教育に主眼が置かれがちであり、その上、最近は家庭教育や社会教育も学校教育の中に入り込んできており、教育が学校にお任せになり、学校の負担を大きくしていることにもつながっていると思われませんか。

社会全体で子供を育てていくということは、社会教育や家庭教育の中で子供を育てていくということを地域や行政がしっかりと考え、具体的にどのようなことができるのかを整理し、実行しなければスローガンだけに終わってしまい、社会全体で子供を育てることにはつながっていかないのです。以上のことを前置きにして、今回の質問のテーマであるスポーツ少年団について入らせていただきます。

スポーツ少年団育成の目的は、スポーツを通じた青少年の心と体の健全育成であり、言い換えれば、スポーツ少年団はスポーツを通じた青少年の教育の場であるということ、スポーツ少年団とは何ぞやということ調べれば、どこにでも書いてあることですので御存じのことと思いますが、いかがでしょうか。

しかしながら、川南町の教育の指針とも言える平成20年度の川南町の教育の中では、スポーツ少年団は社会体育の中にしか出てきておらず、町としてスポーツ少年団は、青少年の教育の場であるという認識があるのか、明確ではありません。

実施計画書の中にも、社会体育の推進で具体的施策としてスポーツ少年団の育成強化とあり、実施事項には入団式、スポーツ少年団育成大会などが上げられていますが、それがスポーツ少年団の育成強化や社会体育の推進にどのようにつながってきているのか、また青少年をスポーツを通じて育てるということにどのようにつながってきているのか、その効果を検証されているのでしょうか。

今年度から電気料と称して使用料手数料徴収条例にのっとり、夜間の町の施設の使用料を徴収し始めましたが、このことはスポーツ少年団の育成強化に反することとは思われませんか。条例の中で、スポーツ少年団はどのように扱われているのでしょうか。徴収を始めたことで昨年の6月議会に、スポーツ少年団活動に対する町施設使用料の減免措置を求める請願書が提出され可決されましたが、回答が出されたのは9月2日です。請願を提出した人の気持ちをどう受けとめられたのか。

また、可決されてから2カ月後にしか回答が出てこなかったという事実は、議会の決定をどのように受けとめていたのでしょうか。町民の意思と議会の決定に対して、町の真摯な態度が感じられないというのは言い過ぎでしょうか。回答の内容についても、このような回答に至った根拠の説明を求めます。

定例の教育委員会で協議をしたとありますが、川南の教育を協議される委員会でどのような意見が出たのか、教育委員会の会議の状況報告をお願いいたします。

使用料を徴収し始めて間もなく1年が経過しますが、スポーツ少年団の活動に利用している施設について、使用料として一体どれくらいの額が徴収されたのでしょうか。

請願にもあるように、どの少年団においてもよりよい環境のスポーツ施設の確保は、活動の前提条件であり、その上で各小学校の施設やグラウンド等、その競技を行う上で環境面や安全面を第一に考え、活動を行っております。各少年団が使用している町の施設は、小学校の体育館、運動場、武道館、農村センター、多目的ホール、農村公園、テニスコートなど多岐にわたりますが、少年団の活動に使われる施設の使用料に差が出ては、公平性に欠けると思います。

請願に上がってきた農村センター多目的ホールの使用料だけでなく、広くスポーツ少年団活動を推進するために、行政としては活動の場の確保を支援すべきではないでしょうか。指導は仕事を終えた地域の人たちによって行われているのです。しかもほとんどがボランティアでしていただいていると伺っております。

スポーツ少年団活動を推進していくために、地域や行政は何ができるかを具体的に考えた場合、活動の場というハード面を町が担い、指導というソフト面を地域が担うという形こそ、子供を育てることを社会全体で応援するということになるのではないかと思います。町長、教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、末端行政の再編について経過をお伺いいたします。

昨年10月に、町内全区で住民説明会が催されました。私も数カ所の説明会に参加しましたが、さまざまな意見が出されました。再編の一番の課題である振興班未加入世帯の数も、区により差がありますので、再編の目的の受け取り方に違いが出たり、振興班と行政区の違いがなかなか理解できなかつたり、また振興班がまとまっているところでは再編によりつながりが崩れていくのではないかと不安があったりで、非常に集約も難しいだろうというのが率直な感想です。

ただ、町として再編をしなければならないと考え、住民の理解を得るために説明会をしたのですから、その結果、当初の案どおりに再編を進めるのか、説明会で出た意見を入れて新しく案をつくり直すのか、説明会后にどのように結果を総括されたのかをお伺いいたします。そして、今後の方針はどのようになったのかをあわせてお尋ねいたします。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 米山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、スポーツ少年団関係の件でございますが、スポーツ少年団の所属は、御存じのように日本体育協会の中の日本スポーツ少年団というところが取り扱っている青少年の健全育成の団体だというふうに思います。

理念につきましては、先ほどおっしゃいましたので、私どももそのように認識をしておりますし、そういう広い意味では指導者が青少年の集団を一つのスポーツの育成ということを

通して技術面、あるいは人間関係面について指導されていると、そういう事実があるわけですから、広い意味では教育の青少年の教育の場であるということは言えると思います。

それから、2つ目でありますけども、スポーツ少年団の取り扱いはということでございますが、これも本町の場合には、川南町体育協会の下部組織として位置づけられており、それから施設使用料は免除となりますが、電力を使用する場合に限り、半面使用であれば最大75%の減免ということの取り扱いになっております。これはもう御存じのとおりだと思いますが、これが適用されるのは両中学校の屋内運動場と、それから多目的ホール、この2カ所が金額的には高いかと思えます。

それから、3点目の請願の取り扱いにつきまして、大変時間がかかったということでございますが、私どもがはっきり申し上げまして、議長から請求が出たのが8月27日でございます。それから、9月2日に、議長あてに回答書をお出ししております。

それから、内容につきましては、もう御案内のとおりですから、主として多目的ホールを使われるミニバスケットボールのことが主だったかというふうに思いますが、これは先ほど申し上げましたように現在の条例の中で、またその下部の取り扱い要綱等に基づいて、最大半面使用の75%減免、これは今の段階ではやはり適当であるということでお答えをしてるかというふうに思います。

なお、これにつきましても、担当の生涯学習課のほうから6月の請願を受けた後、さまざまな各団体の使用料、人数等を調査をし、委員会の中にお諮りをして、そういう結論を得ています。

それから、使用料の件でございますが、21年度中、これはまだ2月末現在でありますけども、使用料等を使う団体17団体の金額でいきますと50万4,990円というふうになっております。

以上でございます。

○町長(内野宮 正英君) 米山議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。2点あるわけではありますが、少年団の理念、意義をどう認識しているかと、こういうことでございます。

先ほど、その理念等については御説明がございましたが、教育長申し上げましたように、基本的にはこの町の体育協会の下部組織としての組織で運営をいただいていると、こういうことでございまして、当然、町としましても体育協会に対して助成措置も行いながら、その活動を支援をいたしておるところでございます。また、このスポーツ少年団、指導者要綱とか少年団団員綱領とかいうふうにございますが、これらを遵守しながら、この少年団活動をしていただいていると、このように思っているところでございます。

そこで、もう一つ、やはりこの下部組織とはいうものの組織的にはスポーツ少年団には、この組織役員会等もありますし、また活動におきましては、専門部会とか指導者協議会とか、そういうような組織も設置をされて活動をしていただいていると、こういうふうに認識をい

たしておるわけでございます。

したがって、この私たちも結団式とか、そういうところには毎年参加をさせていただいているところでございますけれども、今、そういう意味合いでは専門部会とか、あるいは指導者協議会、あるいは町の体育協会、それらの組織もございまして、一つそういう組織を通じながらも、やっぱり協議をしていただきながら、さらにこの充実強化を図っていただきたい、そのように思っております。

それから、もう一点の末端行政の問題であります。地区の説明会等いたしまして、本当にいろんな御意見がございました。多少我々執行側の説明不足もあるかというふうに思います。また、初めての説明会ということで御理解いただくというのは無理もあったというふうに思っておりますが、ただ、今の状態でいいのかということになりますと、これはやはり非常に問題があると、そう考えております。

そういう意味合いで、本当にやっぱり事があったときに、安全・安心な町なのかというときには、やはり今の組織体制では非常に問題があると、そう考えております。

そういうことから、ほんならどういふ方法がいいのかというようなことも過去2回の審議会があつて、いろいろ協議をされたけれども、最終的にはやっぱりその属人、人のつながりだけでは、やはりできない、難しいとこういうことでできなかったと、こういうことであります。

また、そういう結果に基づいて現在では、振興班未加入世帯が非常に多くなつてきている、これはいろいろ理由はあるかというふうに思いますけれども、そういう実態になっている、あるいは振興班活動と、今の振興班活動というのが活発なところとそうでないところもあると、年に1回ぐらいしか総会がないとか、あるいは3人とか5人とかいふ振興班もあると、そういうような実態があるわけでございます。また、非常にそれぞれが班員の皆さんが振興行為、土地的に言えば、非常に入り混じっていると、そういうようないろいろなもうほんとに課題があるわけでございます。

そういうことから、もう少しやっぱり理解しやすいような説明が必要なのかなと、そのように思っております。ただ、一方では地域活動という意味合いでの問題がやはり非常にあると、ここがなかなかクリアするのに問題点があると、こう思っているわけでございます。そういうことで、そこをどうするのかというのがやっぱり最大の課題だと、こう思っております。

今回、予算に振興班活動費用ということで助成措置を提案をさせていただいているわけでございますけれども、それが一つのやっぱり分館活動とか、振興班活動とか、そういうものにつながることを期待いたしております。そういうこともやりながら、一つのこの地域のつながりをどうするのかと、そういうことと、やはり行政としての運営課題をどう解決するのかという、非常に難しいところがあります。ありますが、いま一度やっぱり検討を加えたいと、そう思っておるところでございます。

以上です。

○議員(米山 知子君) それでは、通告書に載っているように、順番にさらに質問をさせていただきます。

教育長、町長ともにスポーツ少年団というのは、教育の場であるという認識はあるというお答えでしたので、教育の場であるという認識があるとお答えになったんですね。ところが、組織的には社会体育の中に入っていると、社会体育の中で組織されていると、社会体育の中でじゃあスポーツ少年団の教育的分野をどんなふうに扱っていかれますか。

社会体育の場、社会体育ていっぱいありますね。スポーツ少年団だけではありません。大人の一般体育もありますけれども、簡単に考えているならば、社会体育の中の大人と子供は違うところは、子供のスポーツ少年団は教育である、大人は社会体育である、子供のスポーツ少年団も社会体育である、でもそれには教育の場であるということが子供には負荷されるわけですね。

それを今の組織の中でどのように補っていかれますか、その教育的団体であるということをごどのように今の組織の中で補っていかうと思われませんか。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 米山議員の御質問にお答えをいたします。

広い意味での教育的な機能というのがあることは、それは先ほども申し上げたとおり、そういう面での教育的な意義といいたいまいしょうか、ある。

ただ、議員がおっしゃるように教育の場であるというふうには、私はそういうふうな規定はできないだろうというふうに思います。これはスポーツ少年団の設立の理念だとか、そういうところ読ませていただきましても、先ほど議員も言われましたように、次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成ということはどういうふうな活動、そういう機能というのを教育の場であるというふうなとらえ方を、そういうふうな規定をした箇所は私は探しきれませんでした。

そういう意味で、先ほどお答えしましたように、指導者がいて、そしてその指導を受ける地域の青少年の集団活動、スポーツを通じた活動の場がある、その中で行われることは技術のみならず、広い意味での人間的なかわり、あるいはいろんなルールとか、そういうものはあるでしょう。そういういわゆる人が育っていく中でのもろもろのものを学ぶ、または教える、そういう意味での教育という機会はある。

そういうふうにとらえておりますので、おっしゃるようにその施策が具体的に社会教育の中で、大人と子供がどういうふうに違うのか、いうふうに質問でございましたけれども、あくまでもやはり社会体育の中に位置づけられているスポーツ少年団活動でありますので、その組織、理念に基づいた取り扱いとして私たちは考えて、先ほどのような位置づけがなされて、今日まできているというふうに考えております。

以上です。

○議員(米山 知子君) あくまで社会体育の中の一つの分野で、教育は広い意味では教

育であるけれども、直接の教育ではないということですね。それは教育長の学校教育と社会教育の違いというのをお考えになりませんか。スポーツ少年団は、設立されたのが昭和37年です。それから、もう既に50年たっているわけですね。

そして、最近はいわゆる社会全体で子供を育てようと、スポーツをしながら青少年の健全育成を図るということは、これは立派な学校教育だけではなくて、社会の中で子供を育てるということは、何も知識だけじゃないんですね。

教育長もずっと現場におられたわけですから、体育、知育、徳育ということを教育の三本の柱としてされてきたと思いますけれども、今の社会体育の中だけで、スポーツ少年団を考えるんじゃなくて、やっぱり学校教育の中の知育、徳育であり体育であると、そういう役割というのをスポーツ少年団が担っていると、そしてそれは昭和37年に設立された当時の理念よりも刻々と変わってきていて、当時の理念を今言われても、それはずれてるんじゃないですか。

今の教育長の川南町の教育者としてトップのスポーツ少年団として、青少年の教育の場として自分はどう考えるのか、あくまで社会体育の中の一分野であると、地域の指導者が指導することで、その中でスポーツ競技力も上がるだろうし、いろんな人間的な成長もあるだろうから、それを教育と言うんですよと、行政としてはそれにはタッチしないということにもつながりませんか。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 米山議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ少年団の理念が確かにおっしゃるように、1962年に日本体育協会の設立50周年記念事業の一つとして設立をされたということでもあります。そのときの理念というのが、先ほどから出ている言葉、文言だというふうに思います。

私も直接そこにかかわったものじゃありませんので、公式のそういうスポーツ少年団の書き物、あるいは文書を通してしか、その理念というのは知ることはできませんので、それがこの今の時代にどう変わったかということをおっしゃられても、スポーツ少年団本部のこの理念そのものがそういうふうにして位置づけられているということは、現場の私たちといたしまししょうか、地方の私たちもそれは尊重しなきゃならない。それをどういうふうに理解するか、それは人それぞれあるでしょうけども、少年団の理念というのは、やはり変更されてない限り、私はそれが大事だというふうに理解しておりますし、活動の一つ一つが、いわゆる学校のさまざまなものとリンク、全くしてないわけじゃないわけですが、学校教育の中で行われることとおのずと違いはある、だからこそそういう区別がしてあるというふうに考えております。

でありますから、全くここで町として何もしてないということじゃなくて、そこにうたわれているようなさまざまな側面的な支援というのは、行政としてできることをしている。これを川南町がスポーツ少年団というのを主になって設立をしているということであれば、当然その責任としてやっていかなきゃならない、教育行政視察としてやらなきゃならないわけ

ですけれども、そういうものとしてはこれは位置づけることは非常に難しいというふうに今の段階では考えています。

○議員(米山 知子君) スポーツ少年団の理念は変わらないんです。今言われましたね、人それぞれ、その理念をどう解釈するか、私はそれをお尋ねしてるんです。教育長はその理念をどう解釈されてるかです。そして、冒頭に言いましたけれども、子供の教育には学校教育と社会教育と家庭教育とあると、その中で教育というものは教育委員会は学校教育だけを携わっているわけではないわけですね。子供の社会教育の分野にも携わっている、家庭教育の分野にも携わっているわけなんです。

ですから、体育協会の下部組織であるという考え方だけでは、不十分じゃないかということをお伺いしている。人それぞれの解釈ですけれども、教育長の人それぞれ、自分なりの解釈です。スポーツ少年団が社会教育の中でどういうふうに取り扱っていったらいいのか、組織的には社会体育の中の社会体育協会の中の下部組織であるというのは、私も理解しております。

でも、社会体育というのは、全部を含めた川南町でやっているスポーツの人たちの体育をやっている人たちの協会ですよ。その中の一つとしての扱っただけでいいのかということをお伺いしているんです。理念をどうのて、理念は変わりません。理念の解釈ですけれども、自分たちは川南町がやったことではないので、その今のやっていることで十分だということですが、今、じゃあスポーツ少年団、社会体育を担っている、社会体育の一翼を担っている、社会教育の一翼を担っているスポーツ少年団に川南町がどういう施策をしているのか、具体的にです、どういう助成をしているのか、そこですよ。

今回、使用料、徴収条例の中で電気料と銘打って取っていますけれども、それは活動に支援していると言いますけれども、活動というのは一回だけではないんです。1週間に2回から3回、1年間を通して活動してるんです。そのことに対しての助成ということは考えられないのでしょうか。活動の場を確保するということに対して、場がなければ社会体育としての活動の場もないわけです。子供にとっての教育としての場もなくなるわけです。その場の確保に対してどう考えているか、それを突き詰めていったときに、最初の理念に突き当たるので、私は理念からお尋ねをしたわけなんです。具体的にはそこなんです。場の確保、子供を活動させるための場の確保をどうしたら私たちは援助できるか、せめてそれがやることではないのかなと思うことで、最初の概念からお伺いしたわけなんです。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 米山議員の御質問にお答えをいたします。

どうも食い違いというか、あるようでございますけれども、スポーツ少年団というのをどういうふうに、私個人が考えているかということのようでございますけれども、これはやはりそのスポーツ少年団の理念として掲げられ、またスポーツ少年団というのはどういうものであるか、そういうことを基本的なことを踏まえた上でやらないと、川南町にも川南町スポーツ少年団本部という組織がございます。そういうものを当然、日本スポーツ少年団というこ

との活動方針なりさまざまな指導者としての認定を受けて、そして具体的に指導者として携わっていらっしゃる、そういう団体があるのを、これは教育委員会の具体的な教育施策とは別のところで自主的に主体的に活動していらっしゃる。そういうものを教育だからということで、行政主導でやっていけるものかどうかということは、これは少し疑義があるんじゃないかというふうに思います。

そういうことから考えましても、またスポーツ少年団の特色というのが、子供たちがいわゆる放課後の時間を利用して、地域社会で幅広いスポーツをグループ活動で行っている、こういうのがスポーツ少年団の特色だというふうに記載されております。また、そのとおりだと思う。そして、そういう活動の場を具体的に町の公共施設等を使用するというにつきましても、いわゆる会場使用、そういうものについてもそれぞれの団体で使用時間等を協議の上、決めていらっしゃると思います。時間数については、それぞれ違うと思いますが、そういう場の確保について、いわゆるおっしゃるのは電気料、そういうものが農村改善センターを使う、こういう大電力使用と、あるいは屋外でいうとテニス場とか、そういうのがあるかと思いますが、そういったことに対して、具体的にどうかということだろうと思いますけれども、個々の具体的なことについて、これは取り決めということは実施要項、あるいは取り扱い要綱という中では、なかなかそこはうたえない。やはり一般的事としか上げられていない。

それは実際そうだと思いますが、ただこれまでのそういうものがそれでよかったのかということについては、十分検証して、今後やはり改善すべきところは改善していかなきゃならないだろうというふうに思いますけれども、私どもは前回のこの請願が出たときに委員会の報告を受け、そしてまたその後、その請願に対しまして回答書をつくる段階でも十分審議をさせていただいて、先ほど9月2日の議長あての回答書の中身となったようなことで、決して何ていいますか、考えがないということではない、あくまでも今の条件に沿った中での支援であるというふうに考えて、そういう回答をさせていただいておるところでございます。

○議員(米山 知子君) あのですね、私言っていることはそういうことじゃないんですよ。

具体的活動に行政ができない、口は出せないとかいうことは言ってないですよ。教育としてとらえているか、とらえてないかです。

今、請願の回答書の話が出ましたから言いますけれども、ここに入りますけれども、請願の回答書、読んでみますね。これは多目的ホールを利用しているのを主にして出している請願ですけれども、私はこれを見たときに、スポーツ少年団全体の活動の場というのがどうなっているだろうか、そこで通告書にも上げていますね。いろんなスポーツ少年団がいろんな施設を使っております。

そして、この回答書の中にも練習時間は大半が夜間の利用となっております。なぜ夜間の利用になってるんですか。指導者が働いているからですよ、みんな。夜間にボランティアじ

やないとできないわけですよ。これは地域の人の協力です。社会で育てるということ、だれもが指導者は自分が指導することで青少年の健全育成を願っているわけです。

ですから、仕事が終わった後に、夜間に指導をするわけです。夜間の利用ということになっております。なぜ夜間なのか。そういう状況の中で電気を使うから電気料を取りますよと、使用料は無料ということで提起をしております。確かに無料ですよ。でも、夜間の使用しかできない活動に対して、それが無料と言えますか。

もう一つ、非常に助成はしていると、減免をしております。大人と一緒に、減免率は。ここが私がさっきから言っている社会体育の中で体育協会の下部組織で体育協会にはいろいろな団体がありますねと、子供の団体はスポーツ少年団ですが、それで大人と子供と一緒に扱っていいのかと、そこです、2点は。

子供の教育と青少年の健全育成を考えるならば、子供は特別に条例の中だからとくくりで考えるのではなく、そこで教育、子供の教育をどう考えるのか、スポーツを通じて、子供の健全育成をどうとらえるかというところが出てくるわけですよ。減免しています、大人と一緒に、なぜですか。

もう一つ、川南町が独自でしていることではありません。日本スポーツ少年団、そして県のスポーツ少年団、町スポーツ少年団、どんどんおりにてきた下部組織です。ところが、近隣の町村ではスポーツ少年団からは施設の利用率は取ってはおりません。なぜ川南町はスポーツ少年団を広く教育の一部と思いながら取ることになったのか。3つ目ですね、それが疑問が。

そして、さらに回答の中の1つ、教育委員会といたしましては、現在の減免での使用料の場合、1回の使用に対して団員1人当たりの電力使用料の負担は高額ではないと思います。この判断、根拠です。確かに多目的ホールが一番高いですね。その中で使用している団員で割ると1回が50円そこそこかもしれません。ところが、スポーツ少年団の活動は1回きりで終わらないんです。家庭によっては、子供が1人だけではないんです。

そうなったときに考えたら、なぜ今、子ども手当で1万3,000円月額出そうと、所得制限もなしに出そうと言っているときに、50円は安いと思うのか、それが1年間になったらどれくらいになるのか、結果としてはこの請願の中にも書いてありますけれども、月1,000円だった会費を2,000円に上げたと、そうすると1人子供当たりは1万2,000円の負担になるわけですよ、年間で。2人兄弟がいれば2万4,000円です、家計にとっては。それを高額ではないと考えますというふうなのが十分な協議をされた結果なのか。

そこらあたりがこの回答書について、そしていろんなスポーツ少年団の団体があります。本部もありますので、それぞれの意見を聞いて、意見は聞かれましたか、この回答書に対して。協議の場は持たれましたか。実際に請願をされたらいっぱい申請者の名前、10人ぐらい上がっておりますけれども、その方たちが納得できるような説明をされましたか。そのあたりをお伺いいたします。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 米山議員の御質問にお答えをいたしますが、まず指導者の時間、あるいは指導されている方が地域の方である、そしてまた仕事を終えた後という、そういうふうな時間帯にされていると、それも十分承知をしておりますし、また時間帯が夜になる場合もある、それも現在の状況ではそういうふうに変化してきていることは確かにあります。

それは確かにそうではありますが、しかしながら、このスポーツ少年団だからといって、じゃあそれをこの中で川南町として特別にどういうふうにするかということは、これはいろいろな議論を経た中でやはり共通の考え方、そういうものがあって運営が、あるいは方針が変えられていくべきだろうというふうに感じております。

当然、社会教育のいろいろな会の中、また私どもの教育委員の会議の中、そういう中でも当然議論されるわけでありましたが、今回のことに関しましては、去年の請願が出された後に、これは協議をさせていただいて、ここにある回答、こういうことになっております。それはそのとおりであります。

それから、請願を出された各団体に対して説明をしたかということですが、これはいささか意味が違うんじゃないかなと、私どものところに直接そういうものが来てということではなかったというふうに感じておりますので、当然回答をいたしたその時点で、私どもはその後、請願をどのように取り扱われるかということについては、大分議論をしました。その結果が、先ほど申しました時間帯、あるいは日にちに対してそれぞれ請求があり回答をしたということをしております。

今後、そのような請願者に対して一つ一つ説明を教育委員会がしなきゃならないというようなことであれば、これは請願というのは一体どういう意味を持っているのか、その辺からも本町では十分、今後協議をしてしっかりしたものをつくっていただきたいと、これは私自身がそういうふう感じたところでありまして。

以上です。

○議員(米山 知子君) 2つ抜けていますね。大人と同じ扱いについてどう思うかということと、それから近隣町村、高鍋町あたりはスポーツ少年団は施設使用料無料です。それについて抜けていますね。

それから、私ちょっと説明不足でしたから、請願者に対しての説明がされたのですか、教育委員会から説明をということじゃなくて、請願者のほうから申し入れがあったんじゃないのですか。この回答について話を聞きたいという申し入れがあったんじゃないんですか。

これは、私、請願というのは、私もまだ新米議員ですから、3年しかたっていませんけれども、町民みずからが請願を出してくるというのは数少ないですよ、幾つかしかありません。町民の意見です。いろいろ議会で請願が出されてきますけれども、川南町民が川南町に対して請願を出してくるというのは、ほんとに数えるほどしかないというような記憶しております。その中で、こういう意見が出て、しかもその回答は出された、そこまではきちんと手順

どおりなんです。そのことで本当は請願は終わりなんです。処置としては。

ところが、その後に請願者はその回答に対して納得できないと、それで別途説明がほしいと、協議をさせていただきたいという申し入れをしたはずです。したはずというのは、私は紹介議員でしたから、そういう話を聞きました。それに対しての協議の場が設けられていないということは、町民のそういう意思をどういうふうにとめられるんですか。

教育委員で協議をした結果がこのような回答書になりましたと、教育委員の、今日私、通告書出して、通告書に書いておりませんので、後日で結構ですので、このときの定例教育委員会の議事録をお願いいたします。どの委員さん、どういう意見が委員会で出たのか、高額でないとか、大人と同じでいいとか、そういうことを川南町の教育委員さんの中から意見が出たんでしょうか。それとも担当者の説明だけで終わったんでしょうか。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 米山議員の御質問にお答えします。

先ほどの回答の中で回答が抜けていたということをおわびいたしますが、まず近隣の町村の件、これは承知しておりますが、これにつきましてもやはりその取り組み、そういうものがあると思いますので、だから川南がどうだということは、これからの協議の場だというふうに思います。

それから、子供も大人も一緒にいいのか、これは取り扱いの中に書かれてというか、盛り込まれていることに基づいて、我々としては執行していくわけでありますので、それをじゃあこの事例に沿って、ここはどうだこうだという、そういうことができるものに、できるものになっておれば、それは確かにそういうことができるでしょうけど、一般的なこととして述べられている、その中に入っている、またそういう位置づけが、ことについては、やはりそれに基づいてやっていかなきゃならない、それがやはり行政案件を実行していく私たちの立場ではないかというふうに感じております。

それから、申し入れ、請願の各団体の方が説明がほしいということで、これは申し入れは生涯学習課の方に来ましたので、詳細については生涯学習課長のほうから回答をいたします。

○生涯学習課長(西川 義孝君) 請願書の結果につきまして、少年団関係の方にお集まりいただきまして、ちょっと日にちは昨年だったと思います。ちょっと日にちまでは覚えていませんが、皆さんに結果等を御説明申し上げました。そして、質疑等はないでしょうかということでありましたが、正式な場ではございませんでした。終わって、いろいろまた御質問はございましたけれども、その会議の場所の中ではこれといった御質問はございませんでした。

以上です。

○議員(米山 知子君) こういうことは、余り細かく言うと、もう本当に申しわけないような気持もするんですが、その説明の場所の設け方ですね。申し入れをして、申し入れがあっけいながら、それを定例の会議の一つの項目の中でしかしない。実際に申請をした人たちが申し入れをしているのに、その人たちを対象に協議をしてないと、話し合いをしてない

ということ自体がいかにかような町民の意見をきちんと聞く姿勢があるかどうかです。

それともう一つ、また抜けていましたね。スポーツ少年団から徴収した使用料50万何がしかの報告がありましたが、これは全部のスポーツ少年団ですか。夜間電気料を取るのは、小学校、小中学校の体育館、多目的ホールだけですけれども、そのほかスポーツ少年団は電力を使用して活動しているところがあるはずですよ。私はそれも言うんですね。なぜ小中学校の体育館と多目的ホールの電気料だけ取って、そのほかの活動するために電気を使用している人のところの電気料は一体どうなってるんだろう。それぞれが負担しているところもあるでしょうし、スポーツ少年団自体が負担しているところもあると聞いておりますが、そこらあたりの公平性です。

スポーツ少年団活動を種目とかで限定するのではなくて、スポーツ少年団という活動は何ぞやということ考えたときに、じゃあ大きく何と何をしなければいけないと、そういう大局的なもので考えたときに、そしたら小中学校の体育館であるとか、多目的ホールであろうとかという限定したことなく、活動するためには何が必要か、そしてどういうことが今行われているか、そこらあたりをきちんとしないと、こういう徴収はできないと思うんですよ。

条例にあるから、条例には確かに体育協会は載っております。体育協会の下部組織に位置している、それは文書には載っていませんけど、スポーツ少年団は体育協会の下部組織であるとなっておりますので、確かに載っておりますけれども、スポーツ少年団のスポーツ、その言葉一つは載ってないんですよ、条例には。取り扱い規則の中にもそれは載ってありません。もし、その条例どおりにのっとらないと、行政としてはやっていけないというのでおっしゃるならば、その条例の一則に、例えば体育協会の中でもスポーツ少年団は除くとか、あるいは徴収規則の中に子供の教育に関するスポーツ少年団の活動に対しては場を提供するとか、そういうことを入れればいいことじゃないですか。条例改正だったら議会の議決が要りますけれども、規則とかいうのは要らないわけですよ。

ですから、そこらあたりをしっかりと町民の申請をした人の気持ちを聞かないと、そういう規則の変更もできないじゃないですか。それを私は真摯に受けとめてないというふうに表示をしましたが、そういう姿勢が見えなければ、スポーツ少年団に幾ら指導者の育成をしようと、結団式をしようと、言葉だけに終わってしまって実際の活動の本質というのに迫ってこないわけですよ。その他のスポーツ少年団の使用料、電気の使用料ですね、小中学校の体育館、それから多目的ホール以外で電気を使っているところのスポーツ少年団の電気料はどうなっているのか、公平性に欠くのか欠かないのか、その辺を簡単です、お答えいただきたいと思います。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 質問にお答えをいたしますが、まず姿勢が非常におかしいというようなことですが、決してそういうことはしてない。請願に対してしっかりと受けとめて、さまざまな資料をもとに調査をし、この回答にあるようなことをして、そし

て文教厚生常任委員会のほうにもお伝えをしたと、そういうことで委員会で審議をされたというふうに思います。

その後につきましても、回答、いわゆるその請願が出た後の回答につきましては、先ほども申し上げましたように、議会で採択されたわけでございますので、議長の要求に基づいて回答させていただいた。

ですから、その後について、回答した後について、なお回答が不十分である、そういうことについて担当の行政執行機関である教育委員会がどういうふうにするか、あるいははしなきゃならないのか、そういったようなことについては、十分私どももいろいろ協議をしましたがけれども、これはここにありますような日にちに回答をし、その後またその9月4日の全員協議会の中でもまた御質問等があって、お答えをしたわけでございますけれども、どのような取り扱いをしていくのか、またそれに対してどういう責任があるのか、義務があるのか、そういったことについては十分まだ理解ができてないものが多々あるというふうに感じています。

であります、少なくともこの出た段階、そしてまた回答書を出した後の件につきましては、団体のそういう請願をした代表の人たち、全員じゃございませんが、確かに定例会の中ではあったけれども、改めてお集まりいただき、非常にそういう方たち、やはり時間、たびたび集まっていたとというのは、やはりこちらとしても非常に迷惑をかけるだろうと、そういうことがあって定例会と一緒にさせていただいたというふうに感じています。

それから、具体的な団体使用料、そういうものにつきましては、細かなことについては生涯学習課長のほうから答弁をさせていただきます。

○生涯学習課長(西川 義孝君) 公平性を求めるということで今、言われました。確かに今、無料で使っているところはございます。まず、通山小でやっていますサッカーですけども、これは公共から引いております、現在ですね。それと、あと大久保の東運動公園では、私の児湯クラブのサッカーのほうで、これは直接九電から引いて、私ところで料金を払って電気をつけております。これはうちで単独でやっております。今、私考えているのが、今言った校外での無料で引っ張っている関係については、今是正中で検討中であります。

以上です。

○議員(米山 知子君) 回答書の、もう単純な質問ですよ。

高額ではないというと考えますという根拠ですね。それを高額ではないと判断された根拠はどのような根拠で高額ではないと判断されたんでしょうか。1回の使用に対して、団員1人当たりの電力使用料は負担を見た場合は、高額ではないと考えます、何を根拠に高額ではないと考えられたんでしょうか。具体的にお答えください。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

答弁側。

○生涯学習課長(西川 義孝君) 失礼しました。スポーツ少年団の電気使用料ということで28団体、私の手元にはございますが、その中で、単価、1時間当たりということで、小さく言うたほうがいいですかね、川南剣道ということで、単価1時間150円、年間電気使用料が4万3,200円ですね、それと前進館の剣道も同じ4万3,200円、通山剣道が3万2,400円、それから多賀剣道3万2,400円、同じく川南中央バレーが4万3,200円、それと東小のバレーが2万8,800円、川南JVCが5万400円ですね。それと、その下の川南養秀会空手2万5,920円、それから同心会尾鈴、これは通浜の体育館を使っているんですけど、4万3,200円、それと川南柔道、武道館ですね、3万8,880円、それからソフトテニス、これは運動公園のほうで、コインで電気照明を使っていますが、7万6,800円、それからミニバスケット女子が農村センターですね、これ18万4,800円、それから男子のバスケットが23万7,600円、多賀ミニバスが、多賀小の体育館ですが2万8,800円ですね。それと、輝咲館空手、中央別館、町武道館を、これ2つ使っているんですけど、7万7,760円ということで。これをいろいろ計算しまして、1回使用料ですね、週3回と先ほど言いましたけども、ミニバスケットの場合が1,100円、男子、女子一緒です。それから、次高いのが川南のソフトテニスですね、これは1,600円になっております。あとは370円とか270円とか300円が平均でございます。

1回使用時の団員1人当たりの単価が、先ほど言いました川南剣道が75円、それから前心館剣道が17円、通山剣道15円、それから多賀剣道が42円、それから中央バレー23円、山本少女バレー、山本小の体育館ですが、33円、それから東小のバレーが23円、川南JVCが25円、川南養秀会空手、これは武道館ですが、6円、それから同心館尾鈴、通浜の体育館ですね、これ14円、それからあと川南柔道、町武道館、19円、それから川南ソフトテニス、先ほど言いました運動公園ですが、57円、ミニバスケットが58円、男子バスケットが42円、多賀のミニバスケットが19円、輝咲館空手が39円になっております。

以上です。

○議員(米山 知子君) 細かい説明ありがとうございました。後でその資料はいただきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

今まで私は教育長にいろいろ、まあ教育ということで、スポーツ少年団は教育ということで質問させていただきましたが、いろいろやりとりを横で聞いてらっしゃったわけですので、町長はスポーツ少年団をどのようにとらえ、町としてはどのように応援し、どのように子供の教育として認めていくか、そして今、使用料をいろいろ報告していただきましたけれども、各種目によって負担がさまざまです。同じ目的で活動をしている団体が、片や2、3万円の

使用料で済んでるところと、20万を超しているところ、そういうことがあっていいものだろうか、それは各種目によって違うとおっしゃいましたが、スポーツ少年団の目指すところは一緒ですね、子供の健全育成を図るという面では一緒のはずなんです。そういうことを考えて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) さっきから教育長がお答えをいたしておりますように、組織的にいえば体育協会の下部組織としての位置づけで、そして、学校でのその体育的なものと違って、これはあくまでも自主的に行われているものであり、さらにまたこれは、指導者あるいは家族がやっぱり協力をしてやっていく、そういう組織であり、またこれは広く、まあ長期的にいえば、これはいろいろ書物には書いてありますけれども、生涯体育をしていくような基礎づくりになるんだと、こういうようなもろもろのスポーツ少年団の目的というのは持っている、そういうふうに思っております。そういうことで、また組織的な体系、川南町スポーツ少年団協議会、少年団規定、役員会もあり、またそれぞれ目的、事業というものが明記されております。また、専門部会もある、そういうことで位置づけられておりますから、そういう組織の中でも十分議論をいただいて、あるべき方向というのをやはり見出しながら活動していただくことが適当ではないかと、こう思っております。これを行政が、ああしなさい、こうしなさいと、そういう組織ではないと、そう思っております。ただ、それらの活動に対して、現在スポーツ少年団に対しては40万ほどの助成措置が行われております。そういうようなことが行われておるわけでありますので、いろいろスポーツによって考え方がいろいろあるかというふうに思っておりますので、やはり一つの共通認識を持った、やはりそういう規定もあるわけでございますので、改めて協議をしていただくといいんじゃないかと、そのように思います。

また、それぞれの種目によってこの使用料が違うというお話でございましたが、先ほど細かく説明がありましたけど、それはまあ人数によったりとか、あるいはその床面積だとか使用時間だとか、そういうようなこと等でこう変わってきているんじゃないかなと、こう思います。ちょっと具体的にわかりませんが、基本的には時間的、その使用料、電気使用料というのは定められていると思いますので、それらによってこう変わってくると、こういうことじゃないかなと。まあ、そう思っておるところでございます。さらに、町が今後どういう取り組みをするかと、こういうことの御指摘のようでありますけれども、やっぱりそういう組織体系的につくられた自主的な組織でありますから、そういう中で十分御議論をいただいて、その上であるべき方向を見出しながら、そしてまた町のほうで支援ができるというようなことがあれば、また支援をしていくと、そういう形がいいんじゃないかと、このように思っております。

○議員(米山 知子君) 組織体系的には確かに体育協会の下部組織なんですね、その町が何とかかんとかしろということは何にも私一言も言ってないです。それは各スポーツ少年団の指導者がすることですから。だけれども、今この同じ青少年の健全育成を目指してする

活動に対して、確かに使用頻度とか人数とかの関係で利用料の差が出てくるのは仕方ないとお思いですか、それは受益者負担ということの考え方ですか、それを子供の教育も同じであると考えられますか、受益者負担であるという考え方の元にスポーツ少年団を運営をしていっていいというお考えでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) まあ、そのように極端な言い方は申し上げておるわけではありません。ただ、これは少年の教育とかというのは、教育もあるでしょうけども、これは行政からいうたら学校教育を初めとして医療・保健、そういう全般にわたって子供の健全な育成というのをこれは目指しているわけでありますから、そのスポーツ少年団だけが、そういう活動だけがそれではないわけで、それは一つのその健全育成をするための一つのものであって、また奉仕的にやっています補導委員会とかいろいろな活動の中で子供の健全な育成というのはやっているわけでありますから、やはり総合的なそのものを考えたその体制、指導といいますか、やっぱりそういう仕組みというものをつくって、現在も取り組みをしているわけですので、それはそのスポーツ少年団はそのまた一つであるというふうに理解をすることのほうが正しいんじゃないかと、そう思っております。

したがって、先ほども申し上げるように、いろいろ御意見はわかりましたけれども、やはりそういう全体的な関係、今中心的にはその電気使用料の問題が言われているわけですので、それはそれなりに施設としての維持管理をしていくという意味合い、あるいは受益者負担というもの、そういう考え方の中で協議をされて、回答をされているわけですので、それはそれとしてやっぱり尊重いただいて、御理解をいただくことは必要じゃないかと、そう思います。

○議員(米山 知子君) 私は、町長の意見なんですね、利用している人がそれ相応の維持管理費を払う、それから受益者であれば支払う、そのように考えていいわけですね。川南町は子供、もちろんスポーツ少年団がすべて青少年の育成にそれだけがしているとは言ってません。その一翼を担っているものに対して、スポーツ少年団の活動は場所がないと活動できないんです。いろいろ援助していますよといっても場所がなければ活動できないんですね、その場所を考えると受益者負担であるとか、あるいは維持管理費がどうのということとは、子供の教育としてそれをとらえているのかという質問です。

そして、先ほどから細かな質問が出たときにそうおっしゃいましたね、いろんな出ますけど、利用面積やらにもっていうことは、小学校の体育館を利用すれば確かに安いんです。でも利用できないから多目的ホールを使っているから年間20万もの使用料が要るわけなんです。そこらあたりの公平性、確かに利用頻度、人数の関係も出てくるかもしれませんが、大きく分ければボランティアの指導者はどういう目的で、スポーツ少年団の自分は指導者として自分の時間を費やしてしているのかです。そこを考えたときに、せめてそういうのに場の確保、場の提供ということは、大人と別次元で考えるべきではないかと私はお尋ねするんですが、そうではないということですか、イエスカノーかで結構です。

○町長(内野宮 正英君) イエスカノーかで答えられるような話じゃないと思います。これは、やっぱり子供であろうと大人であろうと、それはやはり健康づくりとか、そういう意味合いでこれはやっているわけでありますから、子供だからこうだ、大人だからこうだと、こういうことではないと思います。ただ、そういう中で減免措置も行ってやっていると、そういうことでありますから、それは御理解をいただく必要があると思います。

以上です。

○議員(米山 知子君) 減免措置も大人と一緒になんです。いいですか、大人がこうだ、子供がこうじゃなくて、子供はみんなで育てようという意識の中で、大人と同じ扱いでいいのかということをお伺いしているわけです。今のイエスカノーかでは答えられないとおっしゃいましたけれども、今の答えではノーですね。子供と大人は同じ扱いをしますよということですよ、子供だから特別扱いはできない、ということは、スポーツ少年団の子供に対する教育的、まあ価値というか、教育的な働きというのは、それほどまでには重要性は感じてないということ、地域のまあスポーツの好きな人が子供の指導をしている、その副産物として教育効果が上がっていると、極論から言えばそういうことですか。

○町長(内野宮 正英君) そういうふうには申し上げておりません、一つも。やっぱり今ずっと教育長も答弁をしてくれていますように、いろいろな観点から検討されてきた結果を御報告を申し上げているわけでありますから、これはさらにいかないんだと、こういうことであれば、もう少しどうかならんかという協議をしてほしいとか、そういう質問なら理解ができるんですけど、大人も一緒、子供も一緒かとか、そういうような次元で申し上げているわけではない、これはあくまでも大人であろうと、そういうことに対しては対応をしていかんやいけないと、こういうことだと思います。ただそういう中で、減免措置等をやりながら対応しておりますと、こういうことじゃないかと、そう思います。そういう形で、やはり今後さらに問題が上がるとするなら、担当課の方でもうちょっと詳しく精査をして、その上でどうかということ、これはまあ本当、それぞれ違うと思うんですよ、人数とか使用時間だとか、そういうことでこう違ってくると思うんですが、平均的にというか、そういう意味では同じになっていると、そう思います。そういう定め方をしていると思いますので、その基本的なところはやっぱり変わらないんじゃないかと、私はそう思います。

○議員(米山 知子君) さっきから堂々めぐりみたいなんですけど、大人と子供では同じように扱わないといけないと、子供だけという特別扱いはできないと、でも援助はしているじゃないか、減免をしているじゃないかと、減免も大人と子供一緒ですが、その使用時間とか人数によって違うじゃないかと、これは受益者負担で、まあこれも大人と一緒にですね、そういうことなんです、だから私(発言する者あり)いや、それ(「助成してると言ってるじゃないですか」と呼ぶ者あり)だからそれも大人も一緒です、大人も減免措置なんです、御存じないですか。大人も減免というのはあるんです、体育協会に入っていると、75%の減免が。大人も子供も一緒です。スポーツ少年団も同じ扱いなんです。それをお伺いしている

んです。だからそれでいいのかどうか、75%減免しているからいいのかどうかです。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

一般質問を再開します。

○町長(内野宮 正英君) ちょっと今私の認識不足があったようでございます。男女、大人も子供も同じということだそうでございます。ということで、あと問題は、それが高いか安いかと、こういう話になるようでございますので、まあもう1回私のほうでそこあたりの精査をさせていきたいと思えます。

○議員(米山 知子君) 結局は、スポーツ少年団は種目が違おうと人数が違おうと、子供たちを育てようといういろいろ指導者たちは頑張っているわけですから、それにいろいろ細かいこと、大局ではどう考えるかということなんです。それが町の姿勢なんですね。ですから、もし条例が不備であれば、その条例に一言つけ加えていただくとか、あるいはそれを検討していただく、そういうことを実際お願いをしたいんですけども、それは検討していただけますか。

○町長(内野宮 正英君) 組織的には、これはもう体育協会、これは全国ベースでの組織の体系だと、こういうふうなことのようにありますので、それはそれでその組織体系は踏襲していくべきものだと、こう思います。ただ、そういう減免とかあるいは助成すると、それらはそれぞれ行政の姿勢だと、そう思いますので、確かに指導者の皆さんが御苦労いただいていることは理解できるわけでございます。そういうことから、体育協会、あるいはそれぞれの代表者のやっぱり皆さん方の意見も聞いてみて、やっぱりどうあるべきかというのを検討する必要があるのかなと、そう思いますので、若干時間をいただきたいと思えます。

○議員(米山 知子君) 組織的には確かにそうなんです。ですから、後の対応はそれぞれ行政で違うんです。そこで行政の真価が問われると思えますので、ぜひいろんな関係者のお話をお聞きになり、御意見を聞いていただいて、検討をしていただきたいと思えます。

時間が残り12分しかありませんので、末端行政のほうに移らせていただきます。

地区説明会を行った後の総括といいますか、どのようにまとめられているのか、その辺をお伺いいたします。

○町長(内野宮 正英君) 末端行政につきましては、本当に非常にたくさんの御意見をいただいております。確かにこの検討を、まあ区長制を敷くという段階からの話でありますけれども、個人世帯がだんだん多くなって、これを解消を図ることが一方では地域活性化を図ることになるんだと、こういう観点からであったとは思えます。しかし、それはいろいろの手立てをしながらも、現実にはそれ以外のいろんな要素があって非常に難しいと、組織を

今の振興班にくくりつけていくというのは難しい。そういう観点から属地的な対応が望ましいんじゃないかと。しかし、そういう中でさらに問題は、それでいくと今度は振興班はどうか、分館はどうか、いろいろなこと等が出てまいりまして、それらをですからどう取り扱っていくのかと、こういうことになるかというふうに思っておりますが、やっぱり最終的にはやはり将来的な川南の行政としての末端行政組織を考える場合には属地的にやるしかない、そう思っております。でなければ、これを今の振興班にそれぞれ振興班をくっつけるとか、そういうことちゅうのは現実的なものではないと、そう思います。ただ、一部では非常に振興班活動が一つの地域としてまとまっているというような、他の地域の振興班が入ってないような地域もあります。そういう所はそれとして、これはもう認めても私はいいんじゃないかなと、こう思っております。ただ、全体的に見るとそうばかりではないと、こういうこととございます。まあ、そういうことから、あとどういう理解を多面に必要なんだということを、やはりもう少し我々としては、側としては整理をして、やはり理解を求めることが必要であろうと、そういうふうに思っております。

しかし、なかなか、ほんならこうですからこうですということがなかなか言葉上では難しいと、こういうことがあるので、ただ一例を挙げれば、先般通浜で、これはチリ地震の災害の問題、警戒本部をつくりまして警戒に当たったわけでありまして。そこで、副町長に行っていただいておったんですが、警察から、ここで、この浜地区で動けないというか、介護を必要とする人、何人おられますかという、何人というのと何処どこにいるかという話です。まあ、そういうことを出してくださいという話があったということでありまして。しかし、現実には調べればそれはわかるわけでありまして、それはもう現実には即出せと言われると出ないというのが今の実態であります。やっぱりそういうことで、やっぱり安全・安心が守れるのかということからいうと、やっぱり一つの、電算のシステムの関係、予算も提案させていただいた経過があるわけとございますけれども、やはり何らかの形でそういうものが即出るような形をつくっておいておかないと、非常にやっぱり危機管理という意味では問題があるなど、そう思っておるところとございます。そういう観点から、非常に課題といいますか、多いわけとございますけど、もう1回整理をして御相談申し上げていきたいと、そのように思っております。

○議員(米山 知子君) それでは、この間の地区説明会後では、属地的と言われるか、いわゆる区分けをするということは将来的にはどうしても必要であると、だけれども、やるしかないけれども、まとまっている振興班についてはそれを認めることもあるのではないかと、多少修正をしながらでも基本は属地的にして、振興班、その中に属人的なものも入れていくような形にするべきではないかというようなことが見えてきたわけですか。

○町長(内野宮 正英君) 地域によっては、もう振興班がこう入りまじっていないと、その振興班だけと、まあ数人の振興班に入っていない人しかいないという、そういう地域とか、というのはこれはもう今の組織的にいえば今の組織でも別に問題はないと。ただ、文書

とかそういうものをどう配付するかということの中で、この行政連絡員等を持ち出すとまた変な話になりますけど、それを一つは振興班長さんが兼ねていただくというやり方というのは方法としてはあるだろうと、そのような地域も数カ所あるんじゃないかと、そう思っております。そういうことで、ただもう中心的にいうと、やっぱり20区からこの10号線沿いというのがやっぱり一番課題的に多いと、それだけ入りまじっていると、そういうことでありますので、ここが一番大きいんじゃないかと思いますが、そういうことも一つの検討の方向としてあるというふうに考えているということでございます。ほかのいろんな意見ございますので、それらをどうするかというのが課題ではないかと、そう思っております。

○議員(米山 知子君) 平成22年度の実施計画書の中に、末端行政組織の再編ということで、住民説明会では多くの意見、提案が出された。今後はこれらを参考に安心・安全な地域づくりの検討を行っていくとありますが、具体的にはもうそれは今年度中に進められる予定なんですか。

○町長(内野宮 正英君) やはりこれらの事というのは、将来的な安心・安全な町づくりという意味での組織の整備と、こういうことになるわけでございますので、さらに現在もその未加入世帯が増えているという現状からすれば、やっぱり早く私は実施していくことが望ましいと、そのように思っております。

○議員(米山 知子君) まあ、実施していくことが望ましいと思っている、それは早急にとということですね。

○町長(内野宮 正英君) もう本当に理解が得られるなら、本当に私は早くやったほうが将来のためになると、そう考えております。

○議員(米山 知子君) 町長がそうお考えになっているということは、もうそれはできるはずですから、川南町のトップですから、町長の決断次第だと思いますが。去年あれだけの住民説明会を開いて、皆さん非常に関心が高いんですね。それで、あちこちで聞きます。末端行政再編はどうなったのかという質問を受けるんですけども、今のところは本当にその後の経過が何もわからないと、このまましり切れトンボで終わってしまうのか、去年1年間相当な労力をかけてあれだけの計画をつくられたと思うんですね、人件費にしたら相当なものだと思います。そういうところで、せっかくそういうことが立ち上がって検討しながら、しり切れトンボで終わってしまったら、もうこれは無駄以外の何ものでもないと思いますので、ぜひ問題の解決にはやはり毅然とした勇気と決断を持って取り組んでいただきたいと思っております。

今さっきチリ地震のことで通浜の例をお話しになりましたが、私ちょっとその時ふっと思ったんですが、通浜でも送であれば他の地区でも、例えば寝たきりで人の介助がないと避難できない、あるいは自力でできる、車椅子でできる、担送じゃないといけない、そういう方たちのいわゆる避難体制の具体的な把握というのは、じゃあ現在はできてないということですか。

○町長(内野宮 正英君) 社会福祉協議会では一応把握をいたしております。ただ、これも個人情報はどうとかいろいろございまして、その公開をすとかいう話ではないわけでもございすけれども、一応把握はしているということで御理解をいただきたいと思ひます。ただ、問題はあったときにどうなるのかと、その対応ができるのかということになると、今のやっぱり、例えば振興班で振興班に入っていないと、入っていないなら振興班じゃ知らんというようなことにはならないと思ひますけど、そういう体制が今というのが実情ではないかと、そういう意味合いから、やっぱりそういう組織的なものをつくるというのが必要だろうと。例えば台風があったと、そういう場合に一人世帯とかいう方々に対しては、例えば消防団とかそういう皆さんに一巡回、ちょっと回っていただくとか、声かけていただくとか、そういうこと等でもこれは非常に安心されるわけでありすから、そういうようなことをやっぱり体制的につくっていくことが必要ではないかと、そう思っているわけでありす。

以上です。

○議員(米山 知子君) 必要と思ってるんじゃないくて必要なんです。そして、今のお話では社会福祉協議会のほうではそれは把握している。ということは、もう町でも把握していることととらえていいわけですね。もう一つは、非常に個人情報と地域のつながりというのは非常に考えたときに難しいんです。今地域のつながり地域のつながりということで、当然いろんな問題で行政力というのが、サービスが十分に発揮できないというような状況も起こってきていますので、そういう時にやっぱり地域のお互いに助け合つてということを目指すというのはこれは当たり前なことなんです。ところがそこに立ちはだかつてくるのがいわゆる個人情報なんです。それをどんなふうで解決していくか、そこらあたりを早急に考えないと、いつまでたつても地域のつながりと言ひながらも避難体制というのが、地域のつながりはできてこないというふうに思ひます。今、何年前か、5年前、6年前ですか、区長制を導入されましたね、6年ぐらい前ですかね、そのときに本来は区長が、分館長じゃないです、区長はその地区のいわゆる振興班未加入、分館に入っていない人たちもひっくるめた上での区長だったはずなんです、そこがうまく機能しなかったと。今回の再編の説明会の中でも恐らく出たと思ひますが、そのあたりをもう一度初心に戻つて、区長さんはあくまでも区長であつて分館長ではないということの徹底ですね、そして区長としてその区をどうまとめていくか、どう把握しているか、緊急事態を含めてどう対応していくか、そういうことをもう一度図り直すということではできないものではないでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) これは、以前から説明申し上げていますように、分館活動とこれ区長、分館長と区長というのはこれはもう明らかに性格が違つてあります。ただ、川南の場合、長年行政のことも分館のことも分館長さんにおんぶに抱っこをしてきた関係があつて、町民の皆さん方も、また振興班長になられた皆さんも、それがその区分をするということについて、やっぱりなかなか理解がいただけないというのが現実としてあるわけでありす。本来は言われるように、区長というのは、これは何も個人であらうと振興班に入つ

ちよろうと関係なくやっぱり対応しなきゃいかん立場にあると、そういうやっぱり組織をつくっていかんのです。そのためにはやはり区長と分館長というのは、これは明らかに分けるほうがいいと、そういうふうに考えているわけでありまして。しかし、いやそれじゃあどうも地域活動、いろんなことができんとか人が多くなるとか、いろんな御意見もそれに対してもあるということでございます。なかなか難しいところがあるというふうに思っておりますが、そこ辺の区別がはっきりつかないと、これなかなかこの問題というのは理解が得られないことになるのではないかと、そう思っております。

○議員(米山 知子君) 区長と分館長は当然仕事が違うわけですから、組織も違いますし仕事も違います。それが毎月区長会を開催され、もうここに5年、6年という月日がたつていても、なおいまだに区長、分館の区別がつくのに理解が得られないというのが、私はどうしても理解できないんですけれども、そこらあたりが、区長さんですよっていうふうな扱いですね、分館長と区長は違うんですよっていうことを区長さん自らが分かれるような区長会の運営をされてきたんでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) まあ区別といいますか、現実には同じ方がしていただいているということもあるわけでありまして、町全体的な事とそれから分館活動的なものとの区別はしながら説明を申し上げております。私も毎回出席をして、町全体のいろいろのことを報告を申し上げ、また理解をしていただくということに努めているわけでありまして。ただ、そして分館というのは、分館、社会教育に係るそのことについていろいろ協議をいただいているということで、その結果がその分館運営委員会ですかね、それに持ち帰って報告をいただいていると、こういう形があります。ですから、行政側の組織からいうと分館長、振興班長になってるわけでありまして、分館の場合は分館、そして振興班長という形とは制度的にはちょっと違うかなんかと思っているわけでありましてけれども、しかし、もう今ずっとそういう形でやってきておるものですから、分館長、振興班長という流れの中でやってきていると、こういう関係がございますので、これはそれでいいわけでありましてけれども、その立場は2つあって末端は1つという流れになります。そういうことから、実際的な業務としては若干、分館活動ウェイト、これがかなり高いというのが現状のところではないかと、こう思っております。

○議員(米山 知子君) 確かに分館長が振興班長会を主催するというのはおかしな話だと私も思います。ですから、それはもう一人の人が自分の立場をどう認識するかということにつながってくると思いますので、それがいまだにできてなかったということが一番大きな問題で、地区割で属地的にする、属人的にするというような問題よりも、まずそこらあたりを明確にすることが先ではなかったかなと思います。

それと、一番最初の町長の答弁の中で、来年度の予算の中に振興班活動費の助成をしたということで、分館活動や振興班活動につながることを期待していると。これは、期待はわかるんですが、どういう形で使われようとしているのか、ただお金を渡しますよというだけな

のか、そこ辺の考え方をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○町長(内野宮 正英君) 原則として、分館に加入していない人は対象としないという考え方に立っております。当然分館に加入していることが前提になると、これは個人的にあります。振興班として入るといっているのではないでしょうけど、原則としてそういうことで、より分館活動に協力をいただくような、そういう形にしていっていただくと、こういう考え方で行いたいと考えております。

○議員(米山 知子君) 今回の分館に加入していない人は対象外ということですけども、大体分館は振興班単位で加入しているんじゃないですか、そうではないですか、振興班に入らなくても分館活動だけに参加しているっていう人が対象ということですか、じゃあ振興班に入っていて、まあ振興班全体が分館活動に参加しているというところ、そういうところはどうか、対象ですか。(「分館に参加していない」と呼ぶ者あり)だから、分館活動に参加していない人は対象外という、振興班は対象外、分館に入っていない振興班は対象外、だから個人で考えたときに振興班に入っていないけれども分館には参加していますよと、分館活動に、公民館活動に参加していますよという人もおりますね、振興班に入っているから公民館活動に参加していますよっていう人がいますね、参加している中には2種類あるわけですが、個人として参加するか振興班の一員として参加するか、一方、振興班活動に参加していない人は個人が参加しない、振興班に入っているけれども参加しないという2種類があるわけですね。その中で、結局今回の活動費の助成は分館活動に参加している個人、もしくは振興班ということですね。

○町長(内野宮 正英君) もうやはり分館活動と合わせて振興班活動を積極的にやっていただくという考え方が原則でありますので、当然振興班に入り、そして分館に加入しているということが原則になると思います。

○議員(米山 知子君) 今回の答弁では、じゃあ振興班には入らなくて分館活動に参加しているっていう人がいるということをおっしゃったので、それ違うんですね。

○総合政策課長(篠原 浩君) ただいまの米山議員の御質問にお答えしますが、この川南町地域活動交付金といいますのは、あくまでも振興班に出すこととしておりますので、分館に加入している振興班と、振興班の中でも分館に参加していない振興班がございますので、そちらのほうは除外する形になります。あくまでも振興班に活動交付金という形で出すことを想定しております。

○議員(米山 知子君) そうすると、振興班に出すということは、結局振興班の頭割の人数掛ける、一定金額掛ける頭数ということで、各振興班に交付金として出されるということですか。

○議長(川越 忠明君) 答弁。

○町長(内野宮 正英君) 今御質問のとおりであります。

○議員(米山 知子君) 振興班にとっては交付金をいただけるということは、だれもお

金をくれると言うて嫌だという所はないと思いますが……(発言する者あり)

○議長(川越 忠明君) 傍聴席は静かにお願いします。

○議員(米山 知子君) と思いますが、これをどう使うかです。財政が厳しい中で交付金を出すわけですから、やはり有効に使っていただかなければお金は生きてこないと思います。貴重な財源ですから生きてこないと思うんです。それをどういうふうに使ってほしいか、ただ分館活動に積極的に参加していただきたい、活動を活発にしてもらいたいということ、そういう抽象例ではなくて、例えば4戸しかない振興班は、まあ1戸当たり幾らかわかりませんが、何千円かですわね、そのお金を結局ばらまいて、果たしてどれだけの活動ができるのか、まとめたら何百万のお金ですけれども、1つの振興班に出すお金としては本当にわずかなお金になるんじゃないかと思うんです。下手すれば振興班が、ああ1戸何ぼかずつ出たから、まあ1,000円ずつ出たから、みんな、はい1,000円ずつ配りますわとか、あるいは分館費を今まで3,000円取ったところを、ここが出たから2,000円にしますわというような使い方だっただけでさね、それが果たして地域活動を活発にすることにつながるかどうかです。特に未加入世帯を何とかしようと、活動を活発にして未加入世帯をなくしていきこうというような目的があるならば、やはりそれにつながるようなお金の使い方を考えないとお金は生きてこないんじゃないかと思うんですけれども、その使い方としてはどんなですか、もちろんいろんな制限はつけにくいことだとは思いますが、町長としてはどのように使っていただきたいというふうにお考えでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) ですから、例えば分館の負担も結構、まあそれぞれ分館によって負担金が違っていると、ですから分館長さんをお願いをしていますことは、やはりそういう助成を出すということの中で、やはり分館の負担も、まあ個人としての負担をやっぱり軽減していくような形にもやっぱり使っていただくと、それはそれでいいんじゃないかと思います。また、一方ではその未加入世帯の皆さんに入ってもらって、そして一緒にやろうじゃないかと、こういうことも出てくるかもしれないと、それは期待もするところでもあります。まあいろいろな使い方があるかというふうには思いますが、要は振興班活動をやっぱり活性化してほしいというのは、これは最終的には願いでありますので、そういう方向にやっぱり使っていただきたいと、そう思っております。

○議員(米山 知子君) それでは、この地域活動交付金というんですか、そういうのを分館活動に参加していない振興班は、今言われたように分館費とかそういう経済的負担で分館活動に参加できないという理由で分館に入っていない家庭には非常にそれは効果的かもしれませんが、そうじゃない振興班、それからあるいは振興班未加入の世帯はこういう交付金は全く恩恵がないわけですね、それがつながればいいですよ、こういうのを、入ればお金をやるんだから入りなさいというふうな形ですか、そこらあたりの使い方としてはどうでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) まあ、もうこんな言い方するとまずいかもしれませんが、

子供さんの、祝い金にしてもどう使われるかわからないじゃないかという話もあるのと同じようなことではないかなと思いますけど、やっぱりしかしながら、先ほど申し上げますように、やはり川南の実態としていろいろあるわけでありますから、個人世帯が振興班に加入をする、そのことによって、まあそれだけで、助成金だけで加入して、それでいいということにはとても振興班の負担金というのは違いますので、負担が軽減されるとは思われませんが、やっぱりそういうことによって、そういう皆さんの一部でも負担の軽減になるというようなこと等に使っていただければ、もうこれが一番いいんじゃないかなと、そう思います。そして、少しでも組織化がされるという形になるのが一番いいと、そう思っております。しかし、まあ現実にはそう簡単な話ではないかと思いますが、いろいろな使い方、考え方については示して、これは交付する必要があるというふうに思っております。ただ、非常にそこあたりが、絶対これじゃないとだめですよというような形になりますと、やはり余り制約をし過ぎるということになりましようから、ある程度弾的な使い道をしていただくような形での考え方にはしていかなきゃいけないと、そう思っております。

○議員(米山 知子君) こういう形で交付金を出した場合に、やっぱりこれからずっと出していくことを町民はもう期待しますね、当然分館費が今3,000円のところが交付金が1,000円出るから2,000円でいいですよって、ずっと分館費2,000円を期待するわけですよ、それが町の財政にとってすごく負担になるということですね、今は喜ばれるかもしれませんが……

○議長(川越 忠明君) 米山知子君に申し上げます。発言の時間が制限を超えていますから簡潔にお願いします。

○議員(米山 知子君) はい、わかりました。そういう意味で、お金をただばらまきの使うのではなくて、やはり生きた形で使うように町財政を考えれば慎重にさせていただきたいと思うんです。これもお金も末端行政の再編ということが前提にあるわけですから、そこら辺りの計画がはっきり出ない限りは交付金だけが先走りするというのは非常に危険なお金の使い方ではないかと思います。まあそこ辺は私の意見として申し上げて、時間超過しましたけれども、これで質問を終わりたいと思います。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時56分休憩

……………
午後2時06分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

休憩時に引き続き一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて質問いたします。

3点について質問します。

第1点は、町立保育所は安心のよりどころ、次々と手放す保育行政でよいのか、乳幼児の心身発達と父母の安心のよりどころとして町内各校区に設置している町立保育所の運営から手を引く第一歩として、町は十文字保育所を昨年4月から町外の福祉法人に譲渡するのについて、東保育所も今年の4月、22年度から新しく社会福祉法人となる民間法人へ譲渡します。十文字、東保育所の譲渡希望は各々1社だけでした。選定協議にも値しない、投げ売りに等しい譲渡です。十文字、東保育所の民営化の利点は何でしょうか。保育所の質の維持・向上が図られたのでしょうか、お聞きいたします。

東地区には無認可の保育施設があります。法定化の支援こそ行って、運営や保育料の負担軽減を図るのが先ではないかと、これまで問うてきました。無認可施設の近況はどうなっていますか、町内の乳幼児が保育制度の恩恵を平等に受けることが望まれます。町は保育の実施責任を果たしているのでしょうか。

保育制度の改悪の背景に都市部の保育所不足に対し、地方では定数割れの状況もあります。町立保育所があることは、女性の就労など保育事業に十分こたえられる強みではないでしょうか。昭和27年に記念館、29年に山本、51年に野田原保育所が町立保育所として開設され、地域の貴重な福祉施設として「町立を希望して入園した」「地域の方々に包まれて伸び伸び育っている」「町立のまま残してほしい」など、町立保育所への期待、信頼の声は大事にして、せっきくの貴重な資源を守り、生かし、周辺部の活性化につなげることを強く求めたいと思います。

第2点は、学校給食の企業委託をいつまでも続けてよいのかについてです。

よりよい給食が父母の願い、そして多くの町民がかかわって食材を町内で賄う、それを追求するのが行政の務めではないでしょうか。また、子供の生産体験や調理体験ですが、調理職員の自主・自立性がなければ進まないと思います。企業請負はこのような大事な課題から遠ざかる道ではないかと思えます。安心・安全の継承を考慮する上で、今まで行っている単年度ごとの契約では雇用の不安定等を生み出すことなどが懸念されるから3年契約を行いたいと、22年8月1日から25年7月31日の長期契約をしたいと提案されています。その目的は何でしょうか。

食事の献立、食材の調達・調理作業は一体のもので、相互の連携や日常の指導や協議は欠かせないものです。ところが、公務の栄養士が献立をつくり、町が食材を購入、調理を企業職員が担うというもの、これは職業安定法が禁じる注文主の指揮命令がかけられないだけでなく、労働者派遣事業と請負事業の区分基準に触れるものです。調理業務が直営でこそ食問題の直面する集団的な協議や機敏な対応ができ、調理技能の継承や安全が保障されるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

第3点は、山有の畜ふん訴訟と町の態度についてです。

川南町で畜ふん処理業を行っている株式会社山有が畜ふんの利用が過少であるとの理由で、川南町と利用組合に対し、昨年未損害賠償の訴訟を起こし、3月2日の審理が開始されてい

ます。山有は、訴訟に至る以前から損害金請求を行っており、私は昨年9月議会及び12月議会において町の対応を問いました。町長は、「話し合いで解決したい」と答弁しましたが、この間、山有の要求に対しどのような見地に立ち話し合いを求めてきたのかお聞きいたします。

次に、裁判が既に開始されていますが、町の確固とした見地と対策が求められます。訴訟の原因となっている基本契約書と覚書について、第1に、規定に対する重大な誤認があること、第2に、利用数量の減少は山有の鶏ふん制限にあること、第3に、現状に合致した契約書の改定が先決であることなど、山有の訴訟行為は道理に反するのは明らかです。堆肥センター利用に係る町の政策課題と訴訟に対する確固たる姿勢についてお伺いいたします。

○町長(内野宮 正英君) 内藤議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、十文字保育所の民営化の利点ということについてでございます。これはもうずっと申し上げておりますように、民間の活力を生かした保育サービスを行いたいということ、また、民間であることによって多様なニーズの保育ができると、こういう利点があると思っております。延長保育だとか休日保育だとか一時預かりだとか、今日の女性の社会進出に伴う対応が適切にできると、こういうふうに思っておりますし、また現在そういう努力をさせていただいております。

また、無認可保育所については3保育所ある、塩付学園、それから川南幼稚園、わかば保育園、こういう3施設が無認可保育所としてあるわけでございますが、このたび塩付学園がもう廃園をしないと、こういうことでございます。それらを受けまして、町といたしましては、一方では認可の定員の限度基準が廃止になりましたことも受けているわけでございますけれども、それぞれに保育園に入園していただくようなことの対応をまいりました。そういうことから待機児童はないと、こういうことになったところでございます。

それから、3番目の山本、記念館、野田原保育所の問題でございますが、これは施設が非常に老朽化していること、それから児童数が非常に減少していること等があること等によりまして、また補助金、新たに造る場合の補助金の問題等もございまして、集中改革プランのもとで今後、山本、記念館、野田原につきましては、民営化なりあるいは統合ということを検討していきたいと、こういうことで進めさせていただきたいと思っております。

次に、山有に係る問題でございます。基本契約の誤認に基づくこの損害請求ということであります。これはそれぞれの契約、あるいは覚書等につきまして、やはり見解の相違があるわけでございます。また、使用料とかの鶏ふんの制限が大きな原因だという御指摘であります。それも一つの要因であるというふうに認識をいたしております。そういうこと等から、昨年4月17日に企業との協議を行うことをやったところでございますけれども、その後、弁護士が対応すると、こういうようなこと等となりまして、もう直接交渉ができない、こういう事態になりまして今日に至っております。そういうことで、具体的ないんらんなことについての進展が図ることができなかった、こういうことでございます。

現在、訴訟中でございます。いろいろ御指摘の点は我々も十分踏まえて対応していきたいと、このように認識としては同じような認識であります。そういうことで、今後裁判に対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食の企業委託をいつまで続けてよいのかという御質問でございますが、一つ目の食と生産というふうに、そういう言葉でくくられていらっしゃるんですけど、ちょっと取り方はそういう、私どもは食と生産というような言葉ではなかなかくり切れないというふうに、この学校給食というのは考えております。給食の目的の中にありますように、食事についての正しい理解とか望ましい食習慣、それから食生活の合理化、あるいは栄養の改善、健康の増進、そういったものと、もう一つは、食料の生産、配分、消費、そういうことがうたわれております。そういうような学校給食の意義っていうのは十分に認識をしておるつもりでございます。特に、今後もより一層力を注いでいきますが、これが民間委託によってされているから損なわれるというようなことはあってはならないし、現在本町においてもそのことが原因で問題が起きているということはございませんので、十分学校給食の目的というのは達成されているというふうに理解をしております。

それから、2つ目の長期契約の目的ということで御質問がございましたが……

○議長(川越 忠明君) 傍聴席は携帯電話を電源を切ってください。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 単年度契約で業務を行っておりますが、それでも現在のところ支障はありませんでしたが、いわゆるこういう調理業務の民間委託するときにはいろいろ懸念をされておりましたこと、それからもう一つは財政の問題、そういうことのバランスを考えたときに、やはり雇用の安定、また技能の安定、そういったようなこと、それから経費削減、こういったことも十分可能ということで、先の12月議会で債務負担行為の御提案をさせていただいたわけでございます。

それから、3点目の町と栄養士の関係でございますけども、町と栄養士の直接指導により調理業務等を直接的に行っているわけではありません。あくまでも発注、それから献立表の作成、そういった関係でとり行っておりますので、当然その具体的な中身については、責任者同士の情報交換というのは、これまでも申し上げておりますように行われて、これまでの日ごろの調理の中でそれは生かされてきているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 第1点の町立保育所は、安心のよりどころ、公的責任を投げ出して、次々と手放す保育行政でよいのでしょうか、子供は未来の希望です。どの子も無条件に愛され、よりよい保育を受け、幸せに育つ権利があります。しかし、今格差や貧困の広がりの中で子供の育ちが脅かされており、すべての子供の権利を平等に保障する保育、子育ての公的責任がますます重要になっています。公的責任について町長の認識を伺います。

○町長(内野宮 正英君) 民営化と言いましても、これは当然措置者は町でございますので、責任を持って今後とも運営には対応をしていきたいと、このように思っております。

○議員(内藤 逸子君) これまでの公的責任について、執行部はどういう検討をしてきたのか、それを示していただきたい。また、川南町の民営化問題は集中改革プランであり、そこには当時はやっていた小泉構造改革路線、自治体民間化の流れが反映されていました。そのキーワードが民間でできることは民間で、官から民へ、しかし、それから3年、構造改革路線が行き詰まり、去年の総選挙では小泉改革が間違っていたとの声上がり、その路線に対する審判が政権交代という結果で下されました。民営化というのは、これまで町が直接責任を負ってきた保育をやめるということ、民営化されて公的責任は弱まってしまう、そういうことでいいのかということが問われています。いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) 民営化に当たっては、現在行われている保育をさらに維持・充実をすること、さらに民間に保護者のニーズに対応する事業を対応していただくと、そういうことで引き受けをいただいておりますので、当然先ほど申し上げますように、措置者としての責任というのはこれはあるわけでございますので、現在の保育よりも、町保育よりも低下することのないように指導をしていきたいと、またそのように現在もやっております。

以上であります。

○議員(内藤 逸子君) 民営化をして、十文字保育所は何も問題はないのでしょうか、民営化して良かったよかったのでしょうか、検証をすべきではないでしょうか、また町民の意識の変化をつかんでいるのでしょうか、お尋ねします。

東保育所の民営化は、1年も前から譲渡案を可決したのは何か目的があったのでしょうか、保護者の不安や保育者の苦労は数字ではあらわせない負担です。現在の入園者、新入児入園希望はどうなっていますか、職員は保育士として他の町立保育所に全員配置となるのか、それとも任用替えにより保育職員の定数をさらに減らそうとしているのか、また非正規の保育士は、十文字保育所でも東保育所でも譲渡先の私立保育所に採用されることになったのかお聞きいたします。

○町長(内野宮 正英君) 十文字につきましては、以前の定数よりも希望者が非常に多くなってきておりますので、これは利用者の皆さんのニーズに合致している保育所としてのこの認識が得られたのではないかと、そのように思っております。

また、東保育所につきましては、1年ほど認可等の関係、あるいは協議との関係で遅れたわけでございますけれども、十文字にしましても職員の数というのは、これは保育法で定められた児童数に対する定数がございまして、それを下回るということはできないわけでございますので、そういう定数の確保というのは当然行わなければならないと、そう思います。これは措置者としての責任において指導をしていく問題になると思います。

また、職員につきましてはどうなるのか、これは残るか、あるいは新たな所に行くかとい

うことについては、それぞれ職員の皆さんの意向を尊重しながら対応しているところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今、保育園の希望がとられていると思いますが、保育園児の、数がわかっていたら教えていただけませんか。

○健康福祉課長(米田 正直君) 今の御質問は東保育所のことでよろしいでしょうか、十文字、東保育所ですね。東保育所につきましては、定員が60名ですけど、先ほど規制緩和ということでございましたが、4月1日現在では70名の申し込みが来ております。

以上でございます。——ああ、ごめんなさい、22年4月1日見込みですね、70名でございます。

○議員(内藤 逸子君) 町立保育所としての実績や経験、今後の課題を放棄し、保育の人材も失うことになりました、痛みを感じませんか。今、子供手当、保育所の整備が児童福祉の中心課題になっています。山本保育所などの統廃合民営化計画を見直すときではないですか、お聞きします。

○町長(内野宮 正英君) 先ほど答弁を申し上げたとおりであります。

○議員(内藤 逸子君) 山本、野田原、記念館の3保育所の統廃合について、町立としての効率的運営ではなく、財政論を理由に民営化を公言しています。3つの保育所は地域の保育事業の拠点としての役割を担い、地域住民に親しまれています。各々の保育所の具体的検討を抜きに、3保育所の統合案は地域性や住民の立場を無視した理論です。公立には運営費や施設整備費の補助金が来ないとの誤った説明で民営化を誘導してきました。今、最低基準の緩和や私立保育所の運営費補助も一般財源化がねらわれています。公立も私立も力を合わせて公的保育を守るときです。そのためにも、山本、記念館、野田原の町立運営を堅持し、公的保育の重要性を示すことではないでしょうか、いかがですか、答弁を求めます。

○町長(内野宮 正英君) 今後いろいろの、この都市部と農村部では違うと思いますけれども、やはり都市部については非常に保育所問題、施設問題というのは深刻な状況だということ、もういろいろ報道されているとおりであります。しかし、地方においてはやっぱり施設の老朽化だとかあるいは定員割れだとか、そういう問題を抱えております。そういうこと。それから、民営化やりました場合においても、十文字あるいは、まあ東はこれからなるわけでございますけれども、かなり保護者としては十文字の実態を見ながら東の対象保護者の皆さん方も期待をしているというのが実態ではないかと、そう思っております。そういうことから、また経営者に対しましても、いろいろお話を申し上げながら、十文字に負けないような保育施設としての運営をお願いしたいというようなことを申し上げているところでございます。そういうことの中で、やっぱりこの山本、それから野田原等の保育所についてはやはりそういう方向で行くことが、やはり保護者のニーズという点からいけば非常に高いものがありますので、そういうことを検討しながら、また実態を見ていただきながら協議

を重ねてまいりたいと、そう思っておるところでございます。したがって、内藤議員のおっしゃる方向でなくて民営化の方向で検討してまいりたいと、そう考えております。

○議員(内藤 逸子君) 保育所のことでもう1点お願いします。

東保育所の川南町立保育所民営化移譲の条件というのを出しておられると思いますが、その中で、役員についてですが、「新規に設立する社会福祉法人においては、経営の透明性の確保と入所児童処遇の安定的な継続を図るため、役員の中に川南町役場職員を1名入れること」とありますが、この目的は何でしょうか。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午後2時24分休憩

.....

午後2時27分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

一般質問を再開します。

○町長(内野宮 正英君) 平成20年ごろという話であります、いろいろなやっぱり要求がございました。そういう中で、やはり町が措置者としてやっていくというにしても、やはり運営上その理事者が非常に、都合のいいじゃないですけど、運営していく上でやはりその理事者だけでは問題があるんじゃないかな、そういう中で町の職員を入れたらいいじゃないかというような要望が確かにあったんだというふうに思います。そういうことからそういうことを書いているかというふうに思っておりますが、現実的には今十文字にしましてもそういう体制はとっておりませんが、いろいろあるときには相談をいただきながら、担当課と協議をしていただいて実施をしていると、こういう状況でございます。そういうことで、今回の募集に当たってはそれを入れるというようなことはいたしてはおりませんが、措置者としての対応の部分もあろうかというふうに思いますので、そこあたりは十分職員がどうか、入ってなくても十分機能するような方向で検討を、指導はしていかなきゃいけないと、このように思います。

また、これは一方では、私ども申し上げたのは、保護者とやはり運営者とのコミュニケーションちゅうのが最大のやっぱり運営上ではその効果的なことだと、そう思っております。そういうことから、やはり今もそれぞれあると思っておりますけど、保護者会とかそういう機能を強化する、あるいは保護者の代表をそういう、まあ評議員会とかそういうものに入れていただくとか、そういうようなことというのは、これはあってもいいんじゃないかなと、そう思います。そういうことで、どちらにしましても、この民営化というのは措置者と運営者と保護者が一体的になって運営をしていくということは重要なことだと思っておりますので、そこ辺に問題が起こらないように我々としては対応をしていきたいと、そのように思います。

○議員(内藤 逸子君) さっきお聞きいたしました、東保育所の入園児は聞いたんですが、現在の入園児というか、現在通っている子供の数と職員は希望どおり、配置替えとかい

うことで首になったりとか、そういう雇用の不安というのではないのでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉課長(米田 正直君) 先ほど町長ももう答弁されましたが、雇用につきましては、よその園に移りたいとかやめたいとかいろいろあるでしょうけども、希望のある方は園に残っていただくというようなことで、正職員として、またパートなりとして勤めていただくようになっております。――今のは町の職員以外の方ですね、町の職員につきましてはほかの職場に異動しますし、人事異動しますけれども、パート、臨時さんにつきましては今の保育所で対応していただくというようなことでございます。

人数は、済みません、ちょっと資料を持ってきておりませんが、後で、済みません。

○議員(内藤 逸子君) 後で資料をいただきたいと思います。

次に移ります。第2点、学校給食の企業委託をいつまでも続けて良いのかについてです。

学校給食調理業務を県外の企業にゆだねて3年です。19年8月から22年7月まで同一条件で委託契約を行ってきました。この3月議会で、今回は文化コーポレーションに22年8月から25年7月までの契約の提案がされています。派遣会社が変わるので全員が入れかえになるのでしょうか、これまで働いてきた大新東ヒューマンサービス社の職員は失業するのでしょうか、どうなるのか把握していますか、職員に対する継続雇用の申し入れはするのでしょうか。今回の長期契約は雇用の安定のためと説明しています。企業委託では安定した調理業務ができない、直接雇用でこそ調理技術と安定性の向上、職員の意欲も出ることをお認めになってはいかがでしょうか。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

公営でできるものがすべてであれば、これはもちろんそれがいいわけでしょうけども、そういうことが無理だということで、ただいまのような調理部門について民間委託ということにしたわけで、その業者のバランスを考えたときに、今言われているような、やはりそういう中でも働いている方たちの身分の問題だとか、あるいは技能の問題と、そういったことの最大限配慮して生かされる方法ということでとられてきたというふうに考えております。

それから、中の職員の皆さんのことについては、教育総務課長のほうから答弁をさせます。

○教育総務課長(佐藤 弘君) 内藤議員の質問にお答えします。

あくまでも請負業ということでございますので、我々の方から指示等ができる事案ではございません。

以上、お答えします。

○議員(内藤 逸子君) 町が感知できないということですが、現在働いている職員が失業するのかどうか把握してはいけないのでしょうか、どうなんですか。

○教育総務課長(佐藤 弘君) 内藤議員の御意見にお答えいたします。

あくまでも仮契約の状態、今決定した事項ではございません。また、今先ほど言いましたように、請け負いの大原則が先ほど申したようなことでございまして、我々の希望は伝え

ております。ただし、それがその通りになるかということは、これは請負業でございますので、これは実施者の裁量で行えるものだというふうに解釈しております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 本来ならコミュニケーションをとってスムーズに運営するっていうのが一番いいということは、教育長もわかっておられるとは思いますが、何となくやっぱりぎくしゃくしていくのじゃないかって私は心配するんです。

次に続きます。企業との長期契約は直接雇用を更に遅らせることになります。企業委託では町と栄養士の直接指導はできません。それは偽装請負に当たると何回も質問してきました。学校給食の安全と質の向上にとってどういうことが大事か、教育としての学校給食の質の向上を図るために最善のものを子供たちに届けることが求められています。学校給食は、生徒の命と健康に関わる最も大切な分野であり、公的な責任を保持すべきこと、営利を目的とする企業に委託することは、教育の在り方として問題ではないでしょうか、答弁願います。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

再三にわたりお答えをしておりますが、調理部門を民間委託したということと学校給食の事業そのものを民間企業に委託をした、学校給食そのものを民間企業が行うということとは大きな違いがあると思います。仮にそういうことがあったにしても、学校給食そのものというのはやはり学校給食法という法に基づいて関連する自治体が責任を持って行うわけでありますので、それが本来の目的から離れたような運営、あるいは業務が行われているということであれば、これは大きな問題であります。本町の中におきましてもこれまでそのような「ぎくしゃくした」ということをおっしゃいましたけども、どういう点がそういうこと、「ぎくしゃくした」というふうなことから、ちょっと私どもは把握しておりません。中で調理をされる方たちも、やはり自分たちの名誉とそして業務に対する誇り、責任を持って一生懸命にいただいているというふうに私は考えていますし、そして、またその業務に対して町として必要な情報提供というのも当然して、これまで運営をしてきてもらっているというふうに思います。公営だからどう民間だからどうという、そういうことはあってはならないし、そういうことが起こらないようにしていくのが私どもの責任だというふうに感じて、これまでやってきております。

○議員(内藤 逸子君) 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達と同時に国民の食生活の改善に寄与するのを目的としています。多くの保護者は献立表にある給食内容しか知ることができません。現場にいる調理師が安全や新鮮さだけでなく、目に見えない部分での本当の意味での安全な食材が使われているのか、残留農薬は、遺伝子組み換え、産地など、問題意識を持ち仕事をする事で質の高い給食を提供できると考えます。企業との契約期限終了に当たり問題点を明らかにする必要があると思います。学校教育活動や食教育の総合的一体性の観点から見て、学校活動全体に参加できない営利企業、給食会社に調理を委託することは、学校管理運営のサイクル(計画、実施、評価、予算化)を分断し、不適切であること

は明白です。調理にかかる経費の削減を目的とする外部委託に食問題の探求や改善を望めるでしょうか、こうした直面する課題に対し、調理業務の直営のもとでこそ十分果たせる課題だと思います。教育長、いかがでしょうか。

○教育長(佐藤 賢一郎君) 学校給食の具体的な調理現場で、調理師の方々が公営のとき、それから民間会社の方がされているとき、私たちはその業務、それからその業務に向かう認識が変わってきたと、あるいは違っているというふうには考えておりません。何か公営でありますと、調理体験だとかあるいはそういう学校の子供たちと何か触れ合うことが多いというようなお考えのようすけども、これは実際あそこで外部の者と触れ合うということは、これはできないわけだし、むしろそういう体験とか、あるいは調理体験とか、あるいは生産物、そういうものについては学校給食のあの調理、あるいは食材から仕上がりまでの過程でそういうことを学ぶということは、これは実際あの中ではできないことでありまして、そういう食とかあるいは栄養とか生産、そういうものについては小学校であれば6年間の長いスパンの中で、それぞれの教科やあるいは領域、そういう中で総合的に必要に応じて計画的になされていくと、そして学校給食のその目的がトータル的には達成され、また教育の目的が達成される、そういうものだというふうに理解をしておりますので、今おっしゃられたような調理場の中、あるいはその周辺だけで変わるということは、これは非常に考えにくいことだし、また無理があるのではないかとこのように理解をしております。

○議員(内藤 逸子君) 3点に移ります。

山有の畜ふん訴訟問題です。まず、訴訟に至る以前に山有とどんな話し合いを行ってきたかです。基本契約書と覚書の不履行を理由に、1年以上前に1億6,700万円の損害金請求がされています。私は、さきの議会において、18年度以降利用数量が大幅に減少し、50トン割ったのは山有の鶏ふん制限が原因であること、そして取り扱いランク別の利用料金と50トン未満の違約金を規定している基本契約書と覚書は日量200トン施設を前提にしているもので、現状に合致しません。改定の話し合いが先決ではないかと要求しました。町長は「そのような方向で臨んでいく」と答弁されています。これまでどんな協議がされたのですか、お聞きします。

○町長(内野宮 正英君) 課題的なところというのは言われるようなところでありまして。そういうことから、昨年度、量が非常に減ってきた段階等から、その協議の申し入れをいたしたところでございます。しかし、これがなかなか協議に、まあ応じてといたしますか、一度は会ったわけでありまして、その後接触ができないような形になったと、これは弁護士との関係でありまして、そういうことになったということから協議が中断をしてしまったと、こういうことでございます。今回、訴訟という形になりましたので、これらのことを踏まえたやっぱり裁判への対応というのをやりながら、先になりますけど、協定だとか覚書だとか、これらの問題も同時にやっぱり協議をしていくような形になっていかないけないんではないかと、そのように思っております。

○議員(内藤 逸子君) 山有の告訴は12月21日に行われています。1年前の1億6,700万円から2億4,192万円に膨らんでいます。訴状によると、日量50トンに満たない月数が42カ月、1,280日分、トン当たり3,600円。50トン満額を支払えというものです。基本契約書、覚書の改定協議も行わず、誘致企業としての信義にも反する訴訟事件に至ったのは極めて残念なことです。そこで、山有の訴状についてどんな受けとめをしているのか、山有の請求の原因としている覚書第3項50トン未満の規定について町の見解を示してください。

○町長(内野宮 正英君) 基本的には、やっぱり施設規模の問題と50トンという問題があるわけであります。そういうことから、それらを争点にやっぱり据えておるところでございます。今後の裁判の中で明確にしていかなければならないと思っております。それで、今の段階で町のいろいろ申し上げることはちょっと問題があると思っておりますので、差し控えさせていただきますと思います。

○議長(川越 忠明君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時56分休憩

午後3時06分再開

○議長(川越 忠明君) 議場内の皆様に申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願い申し上げます。

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) 答弁を控えさせてもらいますということですが、50トン未満の規定について、裁判とは関係なく町の見解を示していただきたいと思っております。50トン未満についての町の見解をお願いします。

○町長(内野宮 正英君) 覚書では、ここはもう双方との確認がされている事項でございます。それがその施設とどういう関係があるのかと、こういうようなこと等が争点になってくると思っております。そういうことから、これをどうこうということをここで申し上げることは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。御意見は大体、まあ憶測で申しわけないですけど、理解できる範疇じゃないかなと、そう思っております。

○議員(内藤 逸子君) 契約の当事者である利用組合の指導援助の関係にある本町が、規定の性格と適用について公式の見解を持つのは当然です。覚書の第3項50トン未満の規定は、「50トン未満となる場合は50トン分の処理費用を負担する」と書いてあります。これは、50トンに達しない場合、その不足分の補償であり、実際利用した分の二重請求でないのは明らかです。農林水産課の公式の見解を我が党の代表が伺っていますが、未満分、つまり50トンに足りない分の補償規定だと明言されています。町長、間違いないですか、そのように確認しておきたいのですが。

○町長(内野宮 正英君) そういう考え方もあるということで、一つのそういう点は大

きな争点になっているということだけ申し上げておきます。

○議員(内藤 逸子君) 50トンに満たない金額は山有の提出資料によって計算しても8,100万円です。覚書の目的と内容が明確にされれば、訴訟の理由は根底から崩れます。50トンを下れば未満分——あ、失礼しました、根底から崩れます。数量が激減する場合の保障規定をどうして覚書に入れたのか、50トンを下れば未満分、例えば40トンのときは10トン分を業者が負担して、企業の効率を保障しようというものではありませんか。また、利用者側も連帯して50トン以上の利用を図ろうというものではないですか。利用して料金を支払った分も含めて二重負担を強いるという敵対的な規定でないのは明らかではないですか。山有の誤認に基づく請求であり、訴訟の原因は崩れていると思います。山有が告訴した以上、受けて立たざるを得ませんが、町長の確固たる見解を再度確認したいと思います。お答えをお願いします。

○町長(内野宮 正英君) いろいろなやっぱり、数点じゃないんですが、もっとあるわけでございますけども、そういう点で納得できないということから、当然裁判を受けて立つと、こういう決意をいたしたところでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 覚書の50トン未満規定について、二重請求ではなく不足分の補償との答弁と私は理解します。では、50トン未満についてどう見るのか、操業2年以後の16年、17年度は年平均50トン以上ですが、18年度41トン、19年度31トン、20年度は27トンに減少しました。18年以降の利用の減少の理由は何ですか、示してください。

○町長(内野宮 正英君) いろいろの原因があります。一つは、養鶏関係では固有養鶏が鶏ふん処理を始めたこと、それからえさの価格が非常に高騰して高止まりをしていること、あるいはこの畜産物価格が非常に低迷をしていること、そういうこと等からやはり費用負担というのがやっぱり非常に厳しいと、そういうことと、また鶏ふんの問題もあるわけでありましてけれども、そういうようなことがやはり大きな原因、費用負担に耐えられないといえますか、やっぱりそういうことが大きな原因になっておるといふふうに思っております。

○議員(内藤 逸子君) 大きな2つの理由があると思います。一つは、利用促進の補助金がなくなり、利用単価が上昇したこと、二つには、山有が17年、鶏ふんの割合制限を行い、鶏ふん利用が激減したことです。鶏ふんは、17年度1万4,000トンから20年4,800トンの3分の1です。養鶏業者の大半を利用から締め出すことになったのです。50トンを割り込んだ直接の原因は山有自身もたらしたものではありませんか、町長、いかがでしょうか。

○町長(内野宮 正英君) 一つの大きな争点になっているということだけ申し上げておきます。

○議員(内藤 逸子君) 訴訟に対する利用組合の答弁書も山有の鶏ふん制限や50トン未満規定は現行施設規模と合致しないことを上げ、損害金請求に対し棄却を求めるとしています。当然のことです。そこで、鶏ふん問題について確認しておきます。山有は訴状の中で、

1、200トン施設の必要性、2、鶏ふんに偏らない、3、製品を町内販売する条件を示した、としています。これは、山有の極めて一面的な主張です。「鶏ふんに偏らない」と協議や文書のどこに示しているのかお答え願います。

○町長(内野宮 正英君) そういうことは、書面上ではないわけであります。それも一つの争点だと、そのように理解をいたしておりますので、まあ今後の中で訴えていくことが必要だと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 当時の議会だよりや先輩議員の報告によりますと、平成13年議会特別委員会では、「堆肥の販路は確立されていて、町が直接かかわるものではない」また、取り扱い物件について、「すべての腐敗有機物を制限なく何でも持ち込める処理場」との山有の言動が問題になり、牛、豚、鶏、町内下水道汚泥と明確に規定されました。その中で、鶏ふんは創業以来、15年度1万300トン、16年度1万2,600トン、17年度1万4,000トンと取り扱いの主力を占めてきたのです。ですから、17年、1カ月当たり1,000トンの山有の要求に対し、町も利用組合も強く反対したではありませんか、いかがですか。

○町長(内野宮 正英君) 川南では、やっぱり鶏ふんの処理というのがこれ最大の課題であったと思います。そういう意味合いで、言われましたように処理施設としての可能性というのがやはり提示されたことによって、その施設を受け入れたというようなこともあるかというふうに思っております。そういうことで、これもやっぱり指摘のように大きな争点になっているということを申し上げておきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 鶏ふんについて、YM菌の阻害要因だと文書で示したのは19年2月の町長あて要望書です。全体の3分の1にしたいというものです。他に畜ふん以外の原料と種菌をふやしたいと要望しています。「YM菌はどんな環境にも育ちます」と強調して本町に実施しながら、鹿児島からの種菌や畜ふん以外の事業所系汚泥の拡大をし、一方では鶏ふんは要らないという山有の姿勢に、町のほうこそ被害者ではありませんか、いかがですか。

○町長(内野宮 正英君) まあ、いろいろの理由がありますが、そういうこと等から訴状に対しては争うと、そういう姿勢を示しているところでございます。

○議員(内藤 逸子君) 山有の畜ふん訴訟が道理にも信義にも反するのは明らかです。今後の問題ですが、裁判の成り行きに任せるだけでなく、町民に真相を明らかにし、町の確固とした畜ふん処理政策を示すことではありませんか。現状に見合う諸協定の改定は、畜ふん利用の正常化と地域の環境保全のためにも重要です。現状の100トン規模への計画縮小は周辺環境の浄化を求める地域住民との共存の最低条件です。その上で、粉じんの飛散による河川の汚濁、悪臭を防ぐために吸じん施設の完備を強く要求いたします。お答えください。

○町長(内野宮 正英君) その要求というのは、これは継続してやる場合の要求と、こういうことになるとは思いますけれども、今後裁判の結果、また協定の中身の協議の結果によっては、どういう方向に行くのかというのが今のところ予測ができないと、こういう状況で

ございますので、裁判の状況を見ながらあるべき方向というのは出していかなきゃいけないと、そう思っています。

○議員(内藤 逸子君) 平成14年、立地協定の締結に際し、山有社長は、「家畜ふん尿だけでなく産業排水などの処理も視野に入れている。循環型リサイクル社会構築を目指したい」と述べています。事業所系汚泥取り扱いの本音を漏らしています。鶏ふんの適正処理もできないYM菌の効力が問われるだけでなく、YM菌と称する下水道汚泥を母体とする堆肥製造が本当に有益なのか、本町にとって有益なのか問われていると思います。優良堆肥による農業更新に役立つ、真に地域循環型への転換を強く要求して質問を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、今井伸二君の発言を許します。

○議員(今井 伸二君) 地方公共団体訴訟は、町長が被告当事者で、私議員はこの訴訟に利害関係者ということになります。また、町民との関係は私と同じこの訴訟に対する利害関係者、これが地方裁判所の見解であります。このことを踏まえて質問をしたいと思います。通告どおりであります。

株式会社山有損害賠償等請求事件、宮崎地方裁判所、受付、平成21年12月23日(ワ)第1,418号認定訴状の朗読をお願いいたします。

○町長(内野宮 正英君) 訴状につきましては、特別委員会で朗読を申し上げ、また訴状自体をそれぞれの議員の皆さんには差し上げておりますので、朗読は省略させていただきたいと思います。(発言する者あり)

○議長(川越 忠明君) 傍聴席はお静かにお願いします。

○議員(今井 伸二君) 私が冒頭で述べたように、町長はこれを読まないという質問がしっかりしてこないわけですよ、聞いてもわからない、後で答弁書を引き出してもその質問の意味がわからないわけですよ、だから私はこの訴状の地方公共団体向け訴訟は被告当事者が町長になりますよと、しかし、その関係者として利害関係する一つとして議会があるわけですよ。そして、町民も利害関係者なんですよ、これを拒むなら独裁者というよりほかにないわけですよ。

○町長(内野宮 正英君) まあ、中身からいえばもう今の内藤議員、それからまた特別委員会等でもずっと出てきている、それから新聞報道等でも出ていること等が主な内容になるわけでございますので、そういうことで質問を続けていただきたいと思います。(「町長、説明責任があるんだよ」と呼ぶ者あり)

○議員(今井 伸二君) 報道機関でもありません、議場は。特別委員会でもありません。しかし、町民向けに公表する場所は議場なんですよ、議員としては。そして、私は関係者外じゃないんですよ、もし裁決が出て町長がお金を払わないといけないという事態ができたときには、ここの賛同が必要なんですよ。これが地方自治の原点なんです。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○議長(川越 忠明君) 傍聴席は静かにお願いします。

しばらく休憩します。

午後3時29分休憩

午後3時46分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議会運営委員長(山下 壽君) ただいま今井議員の質問に対して、町長の答弁がなされないということで、委員会を開きました。その中に、質問者の今井議員、それから答弁者であります内野宮町長もおりまして、いろいろと協議をいたしました。先ほどから町長がいろいろ答弁されますように、現在ちょうど裁判も始まったばかりということで、その中では被告人のほうに死亡者も何人かいらっしゃるというようなことで、今被告人の認定をしているような状況の中でございますので、訴状の朗読は差し控えさせていただきたいというような申し出がありまして、本人にもその了解をとりまして、質問を続行させていただくということになりましたので、宜しくお願いいたします。

○議長(川越 忠明君) ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

それから、傍聴席にお願いしますけれども、3回以上受けた人は退場していただきますということに決まりましたので、宜しくお願いいたします。

では一般質問を続行します。

○議員(今井 伸二君) 平成16年、社会福祉協議会ヘルパー窃盗事件、1審敗訴、2審示談、今回の2億4,192万円の請求事件はまだ結審したわけではありませんが、被告川南町、被告当事者内野宮正英であり、町民1万7,000人が被告人という、誇り高き川南町住民にとっては許されないことでもあります。ていよく事が運び、ゼロ円示談からともかく1円でも金を支払うということになれば、なおさら許されないことでもあります。また、被告株式会社山有は本町の誘致企業であり、そもそも裁判が起きることが異常であり、誠に残念の一言であります。

川南町に新設協定書、平成14年2月14日締結、当時町長は議会議長であり、協定立会人をされています。町長、議員は町民から選挙で選ばれた責任において、この事実に対し重大な責任を負わなければなりません。このことを町長はどう思われ、どう責任をとられるのか、この裁判の弁護士委託料73万5,000円の法令根拠は、またこの事業の本質は平成11年11月1日、家畜排泄物処理法施行5年の猶予期間を置き、畜産農家に家畜ふん尿の適正な管理を義務づけ、地域の環境保全を図ろうとするものであります。このことから見ると、事業の主体者は畜産農家でなければなりません。ところが、これまでの取り組みの経過を見てみると、発案者、発起人、組合員委員数が明確ではありません。発案者、発起人はだれだったのか、平成14年から年度ごとの組合員数は何名だったのかお尋ねします。

次に、利用組合は民法上の組合とされていますが、利用組合規約ではそうになっていない。利用組合とは一体どんな組合なのか。

次に、利用組合に町より運営補助1億2,000万円、農家から出資金が集められているが、出資者は何名で、金額は幾らで、その金の流れは。

答弁漏れがあるといけないので、念のため申し上げます。町民を巻き込んだ被害者、被告当事者として、町長はどう思われ、どう責任をとられるのか、裁判の弁護士委託料は73万5,000円の法令根拠は、発案者、発起人はだれか、年度ごとの組合員数は、利用組合とはどんな組合なのか、金の流れはということであります。

○町長(内野宮 正英君) それでは、今井議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。まず事業の発起人という——じゃなかったな、まあ、当時議長であったと、そこで立会人という立場で調印をしたと、こういうことでございます。これは、立会人となりましたのは、これは議会の特別委員会で誘致することが決定をされた後でございます、その立会人としてやったのは、立地協定等に係る誘致企業としての協定について、立会人として県と町議会議長になったという経過でございます。その後の例えば覚書とかそういう点については、これはもう町は、私自身は立ち会いとかそういうことにはなっていないわけでありませう。

それから、堆肥利用組合——あ、それから責任の話が出ました。これは、町それから利用組合、双方が告訴されているわけでございます。そういう中で、やはり町の果たした役割、あるいは利用組合がどういう対応をしてきたかとか、いろいろな問題点の整理はあるかというふうに思っております。今そういうことの中での訴状に基づく検討を進めて、裁判が起こったところでございますので、それらのことについて申し上げるのは差し控えたいと思っております。

それから、組合の利用人数等の関係につきましては、担当課長から御報告を申し上げたいと思っております。

それから、弁護士費用についての着手金ということで予算計上させていただいておりますが、これは弁護士のほうからの請求額と、こういうことであります。

それから、利用組合の組合の性格という的なお話かというふうに思っておりますが、利用組合につきましては、この組合規約の中で出資という形でなくて、利用会費と、会費というような形での負担をお願いしていると、徴収をしていると、そういう流れでございます。したがって、ただこれは会費かあるいは出資かということによって取り扱いは変わってくるわけでございますけれども、利用組合につきましては会費と、こういう形でされております。したがって、組合につきましては任意の組合というふうな考え方でよいというふうに、弁護士とも相談をいたしました、まあそういう考え方でいいんじゃないかと、そういうふうに説明を受けているところでございます。

あと、組合員数の動き、それからその会費の取り扱い問題につきましては、担当課長から

御説明を申し上げます。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問にお答えいたします。

有機物堆肥化センター利用組合の組合員数でございますが、14年度末組合員数が68名でございます。15年度末91名、16年度末80名、17年度末72名、18年度末62名、19年度末60名、20年度末57名、21年2月末47名ということになっております。

それから、会費としての金額でございますが、合計しまして540万円になります。この会費の取り扱いでございますが、利用組合の中での通帳の中にございまして、通常の支払いの準備金と申しますか、そういう運用がされているということでございます。利用組合員が処理費を納入する通帳と全く同じ通帳の中にありまして、時間的に支払いが滞るような場合にその中からお支払いするというようなことに使われているところでございます。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 町長どう思われていますかと、二度目の裁判ですよということについては。

○町長(内野宮 正英君) 二度目というのは、社会福祉協議会を含めてというお話かというふうに思いますが、今回の訴訟につきましては、話し合いというか、それを申し入れをして、もう11カ月以上たつわけでありまして、それに対応していただけなかったというのは非常に残念なことでございます。そういうことの中での今回の裁判でございますので、訴状に係る反論を十分整備して、その上で対応していきたいと、このように思っているところでございます。

○議員(今井 伸二君) 利用組合と町役場がそれぞれに役割を果たしてやってきたということですけども、まあそれはそうでしょう、それぞれの役割を果たして今の状況になったと思います。まあ、1番はそれはそうとして、裁判の弁護士料、委託料73万、2番、73万5,000円の法令根拠、弁護士から要求がありましたから支払いしましたよということです。この費用の相手、目的、本来なら弁護士は雇わんでいいわけですよ、町で直接やれば。その目的は何でしょう。

○町長(内野宮 正英君) 裁判ということになりました場合に、これは裁判の手順手続というものもあるかと思いますが、相手の訴状に対するこちらの考え方を整理をするということの中で、やはり我々素人ではやっぱり争点になるのかどうかとか、これはそう認めざるを得ないんじゃないかとか、そういう法に基づくその答弁書なりそういうものを作成します場合に、やはり我々素人といいますか、それではやっぱり対応できないと、そういうふうに思っております。また、弁護士はこの行政の顧問弁護士でもございますので、相談をした中でそういう弁護をお願いすることがやはり適当であろうと、こういうふうに判断をしたと、こういうことでございます。金額の問題につきましては、まあこれほどということ提示をいただいたわけでありまして、こうこうだからこうだと、こういう説明は受けていないところでございます。

以上です。

○議員(今井 伸二君) いいですか、今回同じ弁護士料が出てるんですよ、というのは、町営住宅の入居者、強制退去させる法的手続をとるために弁護士の委託料を予算計上いたしました。だから、未納者がおったから強制退去させますよと、だから目的を達成させるために弁護士料として要りますよと、これ公共財産、町に対する町営住宅に入っているから町民に迷惑かかっていますよと、こういうことですよ。それと、弁護士料金ですよと言われても、なかなか公金支出には裏づけが要るんですよ。この提案理由の補足説明では、株式会社山有は宮崎地方裁判所に提訴いたしました。損害賠償等請求事件に関し川南町の弁護を委託するためであります。損害賠償等請求事件、この金は住宅費でも何でもなし、山有は公共施設でもなし公共財産でもない、だからこれは何ですか、何ていう種類のお金なんですか。

○町長(内野宮 正英君) これは、この山有をいろんなその時点での、平成19年から以降に係る環境問題等を改善をすると、こういう形の中で町がその誘致を行うという形で協議をしてきたと、そういう中でずっと覚書に係るその問題が発生をしたと、その協定等の中で主体的にその誘致したのは町ではないかと、こういう見解に相手方は立っていると、そういうことだと思います。そういうことで、町と利用組合を告発したと、こういうことだと、こう思っております。ですから、誘致したのは町じゃないかと、こういうことに係るその訴訟ということになっていると、そのように理解をいたしております。

○議員(今井 伸二君) この弁護士委託料は総務管理費の中の諸費から出ているんですよ、諸費から。あの施設は公共施設じゃないんですよ。だからこれは、町長、私はわかるんですよ、補助金ではないということが、補助金ではないんです。目的を明確にしてほしいと、何の金を下げたって、何の金を上げたって、1円でも下げればいいんでしょうお金を、補償されているんだから。それは債務保証なんですか、損失補償なんですか、そこを聞いているんです。

○町長(内野宮 正英君) まあ仮にの話ですよ、裁判、仮にじゃない、今の町のいろんな事業を翌年度やるために、繰越明許をやると、こういうようなことをやるわけでありまして。現在、まだその裁判の結果が出ているわけではないと、そういうことの中で、この裁判にかかる予算について、まあこれは着手的なものでありますけれども、それはその債務保証というのにはちょっと当たらないのではないかと、そう思っております。

○議員(今井 伸二君) 損失補償にも当たらないのか、債務保証なのか損失補償なのかって聞きよる、補助金じゃないということはわかるんです。

○町長(内野宮 正英君) 今の段階、経理上の話かと思っておりますけれども、今の段階といえますか、裁判等に係る関係、そのほかもあるかと思っておりますけれども、諸費という項目が適当であろうと、こういうことで予算を上げさせていただいていると、こういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議員(今井 伸二君) お金を出すのは必ず目的があるんですよ、これ、住宅費のよう

に。だから、何らかの名目、目的があるでしょう、何かを下げようと、言われていることはわかってるんですよ、ゼロ円から2億4,000万だから。それを負担する行為は何のお金、名目なんですかと、どちらかでしょう、補助金じゃないんじゃないから。債務負担か損失負担か。

○町長(内野宮 正英君) 言われることは、まあちょっとわからないではないんですが、今の段階で、裁判も始まったばかりの状況ですから、そこがどうなるかによってそのことは検討をしなきゃいけない課題だと、こう思います。今それで、何といたしますか、結果を何でやるのかというお話かと思うんですけど、それは結論を得てやっぱり御相談を申し上げるべきじゃないかと、そのように思っております。

○議員(今井 伸二君) いいですか、そういうわけのわからない金は裁判費用も出すことはできんでしょう、何か目的がないと。僕は裁判の結果を聞いているんじゃないんですよ、社会通念上、金を70万円も出したら必ず何かを対策するわけでしょう、何も対策をしない金を出せますか。

○町長(内野宮 正英君) 先ほどから申し上げますように、告訴をされたわけですから、これに対応する予算と、そういうふうに考えております。

○議員(今井 伸二君) 必ず予算提案には裏づけが必要なんですよ、公金は。73万5,000円は町長のお金じゃない、でしょう、町長のお金じゃないんですよ。だから訴状を読みなさいと言ったのはそこなんですよ。それじゃあ答弁にならないでしょうが、現実には73万の金が何らかの目的で出て行くわけだから。裁判の結果を聞いているんじゃないんですよ。

○町長(内野宮 正英君) 裁判の結果ではないというお話であります、この着手金とかいう裁判にかかる費用については、町が告発をされたと、こういうことで、それにやはり、まあ勝つと言うと語弊があるかもしれませんが、そのための費用ということであると、これはもう申し上げんでもわかちよる話だと思いますけど、そういうことじゃないかと思えます。

○議員(今井 伸二君) 民法、商法で、相手は訴訟を起こしているんですよ、僕はそれになぜ巻き込まれて裁判費用が要るとかという感じを持ちよるとですよ、そしてお金を出す裏づけは必ず事前に、補助金なら補助条例が要るでしょうが、要るでしょう、当該年度を越せば債務負担行為が要るでしょう、議決が、これはゼロ円じゃないと僕は思うんです。そしたら何だったの形で、その手続ももうとっちょかないかとですよ、町長、あんたは。

○総務課長(吉田 一二六君) 諸費の関係でございますけども、他の自治体等も訴訟がありましたときは、一応総務担当課という所で予算は計上されるようでございます。そういうところで、諸費のほうで一応計上をしたところでございます。それから、これ着手金と後はまた出てくるとは思いますけども、それ以外の費用弁償とかは直接事業担当課のほうで組まれるようでございます。

以上でございます。

○議員(今井 伸二君) 地方行財政特別法という法律があるんですよ、その3条に「地

方公共団体は会社その他の法人債務については補償契約することができない」と、こういう法律があるんですね、なぜ会社とか法人の裁判に行政が巻き込まれるんですか、この法解釈はどう思いますか。

○町長(内野宮 正英君) 確かに、法人でない、まあ法人じゃない、企業だと、こういう形ではあるわけでございますけれども、これは先ほどから何遍も申し上げて恐縮ですが、やはりその処理に係る事業として町が誘致をしたと、こういう観点が相手方からすれば誘致された企業だからと、当然誘致した側も責任を持つべきだと、こういう観点に立っているのではないかと、そういうことでございますので、その特例財政法第3条と言われましたけど、ちょっと見ておりませんのでよくわかりませんが、もともとのこの誘致をした原点に係る問題として行われて、町の責任と、こういうものを問われているわけでございますから、これはもう当然町は受けて立つ必要があると、このように思っております。そういう事のための費用として御理解をいただきたいと、こう思っておりますのでございます。

○議員(今井 伸二君) ただ、この法は指摘をしております。こういう形の事は法に抵触する仕事、住民に訴訟で問われやすいと、こういう感じの、そういうふうに指摘されておりますよ、そして、そういうことはまだ今の段階では答えられませんと言っておりますけれども、うちの一般会計にお金の出し方の、まあ補助金絡みですけど、179ページに債務負担行為の証書がありますよね、23件、川南で。だから必ずもう少し議事を大事にしてもらわないと、これにひっかかってきますよ、後で金を出すときに。そうでしょう、町長。もう少し情報を公開して、議会にも利害関係者である住民にも情報を出していかないと、想定できるわけですよ、これ、損失計上か債務計上か、多分どっちかに私はなると思いますが、それをこの場をしのげばいいという形の答弁ぐらいでは先々思いやられますけど、その辺のところはどう解釈されますか、町長。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。休憩します。10分間休憩します。

午後4時24分休憩

.....

午後4時35分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○副町長(養原 敏朗君) 今井議員の御質問ですけど、裁判の結果を想定しての債務負担行為についての御質問かと思っておりますけど、大変申しわけございませんけど、今上部官庁とも問い合わせ中なんですけど、金額の確定しない債務負担行為があるのかどうか、また、金額のない債務負担行為があるのかどうか、現段階では私どもとしては限りなくゼロに近い裁判結果を期待しておりますけど、金額のない債務負担行為については問い合わせ中でございますので、わかり次第またお答えしたいと思います。大変申しわけございません。

○議員(今井 伸二君) 次に、3番の発案者、発起人、だれだったのですかということ

ですけれども、この経過を見ると、大体私の同僚議員というか、元議員からもらった経過を見ても、役場から渡された経過を見ても、大体平成9年始まって平成13年度まで、あの利用組合と言われる方がいろんな研修とかあれに参加してないんです。ちょっと何年間ですか、5年間ぐらい、——あ、3年間、3年間ぐらい。これは、本来なら農業者がこの事業の主体者じゃないといかんはずなのに、これはどういうことなんですか。

○町長(内野宮 正英君) ちょっと前にも申し上げましたけれども、平成16年度に家畜排泄物処理法が施行されると、それについては野積みの問題とかあるいは畑の投入とか、そういうような土壌障害を含めた対応をやはりしていかなければ、この堆肥処理をやったりしていかなければこれらの施行に対応できないと、そういうことから町もその当時堆肥舎の助成とか、まあいろいろのことがやられてきております。そういうことの中で、300近い野積みがあったわけでありましてけれども相当に解消されたと、こういう現実はあるわけでありまして、そういうような時代背景を踏まえた対策を町としては考えられてきたんではないかと。そういう中で、結果というか、YM菌の結果等を踏まえて誘致をする、そしてまた利用組合を立ち上げると、そういう流れになっているんじゃないかと、そう思います。そういうことで、発起人といいますか、それは町政の運営上必要な政策として町はいろいろと検討を進めてきた経過がある。また、これには農協も何とかしなきゃいかんと、こういう形の中で調査された経緯もあるようではありますが、そういう議論の中でこの事業がスタートしていると、こういうことだと思います。発起人がだれかとか、そういう形ではなくて、町あるいは議会の皆さん方も、当時の議会の皆さん方も視察をされ、有効な方法として誘致を決定されたという流れでございますので、だれがと、こういうことは申し上げられないんじゃないかなと、そのように思っております。まあ主体的に言えば、動いたのは当時の担当課といいますか、これは一番何とか解決をしなきゃいけない部署でございましたので、そういうことはあったかというふうに思っております。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 行政が主導して事が起こったと、事の起源は行政だったですよというふうにとらえていいわけですね。

○町長(内野宮 正英君) まあ、計画的にはそういうことが言えるかというふうに思います。

○議員(今井 伸二君) そしたら、設立総会をされていますよね、平成14年の1月18日、この時の人数は28名となってるんですよ、28名、平成14年ですよ。今の報告を聞くと、当時68名だったんですよという報告なんですわ、この数字の違いはどういうことだったんですか。あわせて、同じ人数のことですから、平成16年94名、これが80名ですよ、14名少ない、今の報告と当時議会とかいろいろなところに報告している古い資料とすると人数に誤差があるんですよ、これはどういうわけだったんですか、それとも人数がはっきり把握できてなかったんですか、これ。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの平成16年度末80名と申しておりますが、平成14年度の当初の段階で、1月の設立総会ではありますが、設立総会に出席いただいたのが、先ほど御案内のとおり27名でございます。これは14年1月現在の設立総会ということでありまして、実は山有が稼働を始めたというのは14年の12月でございます。したがって、この年度間に11カ月の差があるということで、この間に加入申し込みを受け付けていったと。1月18日の段階では、まず規約と役員を選任をいただいたという設立の総会でありまして、ここの段階で初めて規約の承認があり会費の決定があり、それからの手続で増えていったという事でありまして、その段階で、実は平成13年から14年にかけて3回ほど農家の方々に御参集いただいて説明会を行っておりますが、その前のあらかじめ、予約というのはちょっと語弊がございますが、加入予定ということでとってきたのが94名というようなことでありまして、実は16年度末現在では、精査いたしまして、実は脱退者がやはり一部もう出てきたということがございまして、16年度末現在では、本日確認しましたら80名ということになっております。ただ、15年度につきましては、当初の段階でブローラー農家、これがいらっしゃいまして、この方を特別に加入させたという経過もございます。その方の数が15から20という数字でございまして、一部15名ほどは脱退されたんですが、一部は残られた関係もございまして、それで、15年度から16年度につきましては、先ほど言いました、15年度末の91ぐらいから16年度末80というのは、そういう関係で大幅に減ってきたということも要因としてはございます。先ほど脱退者とそういう関係で減ってきているということもございまして、本日先ほど申しました数字が年度末年度末の最終的な数字でございます。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 非常に人数は固定してなくて、出入りの多い、安定していない組合というイメージで、まさに行政主導でこれが成り立っていったっていうの、私は今の答弁はその証明だと思います。加えて、14年の1月18日に利用組合の役員決定をしているわけですね、それから1カ月もたたないうちに、14年2月14日、川南町と協定書を結んでいるわけですよ、そして、その役員構成ができる前に、13年の12月5日に利用組合長名で補助金申請がされていますよね、役員がまだできてないのに、これはどんな理由ですか。まだ役員ができてないんですよ、役員構成は14年の1月18日だから。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。

午後4時48分休憩

午後4時57分再開

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の質問に再度お答えいたします。

補助金申請自体は、平成13年12月5日に行っておりますが、平成13年8月21日のセンター利用組合会議というのを開催いたしまして、そのときの参加者83名、このときに実は幹事と

いう形で互選いただいて決定しました現役員でございますけれども、その方々が選任されて、そのあともう一度13年11月30日にもう一度皆さんにお集まりいただいて、その段階でコンテナの話をし、14年からの受け入れに間に合うようにということで御了解をいただいた上で、13年12月5日に申請をし、入札は設立総会後ということで組合長立ち会いのもとにコンテナの入札を行い、補助事業を3月31日に完了したということの流れでございます。

農家からの搬入を行うために、先ほど申しました13年8月21日に参加予定の方々83名にお集まりいただいて、一応内容の御説明を申し上げた上で、御了解をいただいてもう一度11月30日に会議を開いて、12月5日に補助申請をさせていただいたという流れでございます。

その後の決定以降につきましては、入札もちろん組合長の同席のもとにコンテナの入札は執行されて、そして3月31日に完了したという流れになっております。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 13年の8月21日に83名集まっていたと。なぜ83名この日集まれるんですか。14年には68名です、14年には。そして、総会がないと組合長は決まらんです。じゃけん、ここには組合長ってなっちよるじゃないですかと。

○農林水産課長(押川 義光君) 先ほど今井議員の御質問に再度お答えいたします。

13年8月に83名ということで申しまして、その中で役員候補というのが決まりまして、先ほど申しましたとおりその中で事業なりの説明をし、先ほど言いました13年11月30日、この日に具体的内容を詰める中で決定ではございませんが、組合長の役員規約の案の設立準備会の中で会長候補の決定と、規約の案の決定を見たわけでございます。

それを受けて13年8月に、組合員の皆様方に御了解をいただきましたコンテナでの搬入ということをいただきましたので、12月5日に中平組合長の名前で申請を上げたという経過でございます。

それから、人数の関係でございますが、実は先ほど申しましたとおり、14年の1月から加入申込書を取り始めましたけれども、実際事務局で現金を扱わないようにということで取り計らいまして、加入申込書をいただいて、その場で振込用紙をお渡しいたすと。利用組合の口座名と5万円という表示をした納付書をその場でお渡しして、それで納めていただく形をとりましたので、実は非常にその間に皆様方の認識的な差というのが生じてまいりました。

先ほど言いましたとおり、14年度末、15年3月末現在の会費納入者というのが68名でございます。ただ、実際に14年度末で組合として加入届を出していただいた方は88名でございます。要するに、20名の方はまだ会費を納めない状態で加入届だけを出したという状態がございます。そういうふうな関係で規約に基づきます要件と申しますのは、やはり会費を納めて組合加入という取り扱いにさせていただきましたので、14年度末現在は先ほど言いましたとおりの数字になるということでございます。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 流れはわかりましたけれども、原則的に総会がないと利用組合

の会長は決定しないわけですから、そのところはわかるでしょう。事業が先走りしたということになってるんですよ、これ。そのことから言っても、行政の責任は大きいですよ。町長、そのことはどう受けとめられますか。

○町長(内野宮 正英君) 確かに日程的などからいって、その流れからいって問題があるかもしれませんが、非常に事業創業との関係で、非常に急いじょったんじゃないかなと。そういう関係から、多少手続があちこちしたのかなと、そういう感じは持ったところでございます。

しかし、言われるようにやっぱり役員の決定がないと、仮会長みたいな形で実行されたということだと思いますが、しかし現実には、最終的には組合長として認められて運営をされてきたという経過がございますので、そこは多少ずれには問題があるかもしれませんが、手続上のちょっと問題があると、そういうことではないかと思っておりますので、御理解をいただくしかないのかなと、こういう感じをいたしておるところでございます。

○議員(今井 伸二君) もうここら辺りに来たら、全く行政がやったということになってくるんですよ、これは。そういうふうに私は認識いたします。

次に、利用組合とはどんな組合か。利用組合が成立し、機能するには規約がないといけません。これを先ほど町長から答弁があったわけですが、今までずっと4日まで出資金を集めましたよと、こうなっているわけですよ。規約4条「本組合は町内で農業を営む者で会費納入をもって組織する」と、なぜ今まで出資金という呼び方をしてきたんですか。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問にお答えいたします。

3月4日までというようなことでしたが、その段階までの「出資金」というような表現を私のほうが誤ってしておりました。これにつきましては、出資に類似する会費であったと。

本来、規約で「会費」という表現にしておりましたけれども、規約を再度読み直したというのがその頃でございまして、まことに申しわけありませんが、会費であったというのを再認識して、ただ正確的には出資に類似した会費であるというような認識を持っていたものですから、そういう表現をしてしまった次第でございます。規約上は会費でございます。

○議員(今井 伸二君) 類似したという言葉が使われておりますけれども、どんなですか、「会費」ですか、「出資金」ですか。これでものすごい違うんですよ。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の質問に再度お答えいたします。

規約上は「会費」ということになっておりますので、組合上の取り扱いは「会費」ということでよろしいかと思っております。

○議員(今井 伸二君) 民法667条の1項「民法上の組合の成立要件は以下のとおりである」と、「当時者たる組合員による出資があること」、これが組合の条件ですよ。4項目ありますがね、今までの組合員数の言い方、4番、「当事者が組合の成立を約すること」、当事者が同じ思いであることが組合の条件なんですよ。これでは、民法上問われる団体になら

んじゃないですか、会費では。

P T Aの集まりがあって、はい、運動会がありました、終わりました、みんな会費持って来いと、「飲み方」ですよと、これが一般社会的な会費なんですよ。じゃけど、そこに1億2,000万の住民の税金がいてるとですよ、補助金として。そういう軽易な軽い組織の立ち上げでこの大事業をやろうかって無理なんですよ、それぐらいじゃ。町長、その見解を。

○町長(内野宮 正英君) その「会費」か「出資」かというのは、この取り扱いは非常に違うということはあるということでございます。今回利用組合につきましては、「会費」ということで試験的には運用運転資金的な性格で使用されているということになると思います。

しかしながら、会費規約があり、会費を徴収しているということから言えば、任意組合という考え方だということのようでございます。

それから、その当時やっぱりその辺りがどういうことで検討されたかというのは、私自身も定かではありませんが、いろいろ協議はされて、流れるには行われたと、こういうことではないかと思います。

それが今の時点でいたわりだということになりますと、どちらにしてもどちらの状態にしても、これは正規なっていうか、そういう形に今後残すとすれば、もっていかなきゃいけない課題になると、こう思っておりますが、これは双方ともやっぱり合意していいですか、そういう中で設立をされたこの組合組織と、こういうことではやはり尊重していかなくちゃいけないと、そう思っております。

○議員(今井 伸二君) 「会費」ということで受けとめます。

そしたら5条、6条、5条、本組合は次の役員を、6条においては構成員の中から、こうなっていますよ。しかし、役員構成が成り立っていないじゃないですか。会計がおらんじゃないですか、これには。そここのところの見解は。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の質問にお答えいたします。

当時この会計というのをどうするかというのが役員会でございまして、町としてもこの独立した団体ということが一番考えておりました。ただ、常駐した職員を組合で雇うということは、やはり費用が必要でございます。そういうことから、役員会の中でも会計につきましては、設立準備会ですね、準備会の中では、やはり会計は参与の事務員をもって当てていいんじゃないかと。

当初の段階では、会計上は1人パートでも雇うかという議論をしていたんですが、いずれにしても会計を専属で雇うことはできない。それで、堆肥センターのあの事務所の中に利用組合の事務所を置き、そこにパートなり雇えばいいけど、当分の間は会社の事務員をもって当てられないかということで、こういうことになったわけでございます。

それで、正式に軌道に乗った段階で、利用組合がパートなりを雇用して、会計に当たらせるという計画であったかというふうに思っております。そういうことでございます。

○議員(今井 伸二君) いや、そんな経過は聞いてないんですよ。規約どおりに役員構成ができてないじゃないですか。これは会が組織した寡占化に関わってくるんですよ。そして、6条では役員は構成員の中からと、組合員の中からとなっているじゃないですか。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の質問にお答えいたします。

先ほどからお答えしている内容が、役員会の中で協議されたことですので、全てを私たちが「ではこうしたら」という話ではございません。もちろん、その役員会の中に入っていたことは事実でございますが、私たちがこうしなさい、ああしなさいというこの段階では、そういう議論はなかったと。

ただ、先ほど言いました、答弁しましたようなことで運んだというのが事実でございますので、経過はもうどうしてもこれは仕方ないことかなというふうに思っています。ただ、結果論としては、切り離せずに役場の中で会計をしていたということは事実でございます。

○議員(今井 伸二君) そりゃ社会通年上ですよ、法律に照らし合わせなくても、——法律に照らし合わせたらおかしいですけども、うちあたりは12分館ですけども、今一生懸命役員構成をやっています。総会の日は3月28日、会計1人いなくても、副分館長がいなくても総会は開けんとですよ。それをこういう大事業を扱う団体が、重要な億というお金を扱う団体に会計がない。信じられんじゃないですか。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどからのお話のとおりでありましたけれども、結果的に今おっしゃるように、大きなお金を扱うということから、ずっと14年から先ほど申しましたように、切り離せずに町のほうがずっと会計をやってきたということが、先ほど今井議員が言われるような重要なことだという認識のもとから、切り離せずにきたということではあると。

ただ、このことを持って全てやっていたということではないのかというふうには思っております。14年から15年にかけて月2回の割合で役員会を開いて、この内容についてはやっぱり精査をしながらやってきたということではありました。

特に、全般の半年間につきましては、頻繁に集まっていたいただいて、処理費の状況はどうか、あるいはいろんな内容についてはどうかという議論をずっとしてきた経過はございます。そういうことで御理解いただけないかというふうに思っています。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 御理解できませんよ、考えてみてくださいよ。いいですか、三、四回総会がやられている。会計がしてない会計を、監査委員が印鑑を押しちよつとですよ。規約上の会計じゃない人が、なんでましてや地方公務員がなぜ会計ができるんですか。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問にお答えします。

当時の状況としては、こういう取り扱いをするしかなかったというふうなところでございます。これもやはりすべては畜産農家の家畜排泄法に対応するためということが本旨でございます。できるだけ早く切り離したかったというのは、もう担当として非常に思っておった

ところでございますが、できなかったというのが事実でございます。

○議員(今井 伸二君) 議会には出資金を集めたと、公的、まともな組織として報告してた。当然私たちもそう思いますよ。そして、その中には会費だったと、出資金じゃなかったと。そして、そこに会計がいなかったと、これまともな団体とか組織とか言えますか。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問にお答えいたします。

中の全ての決定権と申しますか、そういうものにつきましては、組合幹事会なり幹事の方々、それから幹事も幹の幹事、それから会計監査の監事の方々に精査いただきながら進めて参ったということでございます。

内容につきまして、書類の内容の取り扱いをしていたというふうなこと、結果的にそれを会計という任務にできなかったと。その間、幹事会でもその議論を特段されないという状況は確かにございましたので、できるだけ早くやれなかったということは、確かに問題であろうかと思っておりますが、ここに表現されています幹事の方々には、逐一その報告はし、意思決定はこの方々にしていただいたということもございますので、組合としてはという話は、なかなか会計の補助的と申すとちょっと語弊がございますが、そのような役目を農林水産課でやっていたというようなところでございます。

それから、規約につきましては、訴状とともに皆様方にお渡しした段階で会費というような表現になったということで考えておりますので、出資金という議論については、口頭で私は当初の段階で報告してしまいましたが、その後会費という形で訂正したというふうに考えております。これの食い違い、私の出資というとり違いにつきましては、もう大変申しわけなかったと。

ただ、この取り扱いにつきましては、皆様方に訴状なりをお渡しした段階での私の思い違いであったということで、重ねておわび申し上げたいと思います。

○議員(今井 伸二君) いや、役員がないのに代理で私たちがしていましたよと、これがまともに機能してきている組織ですかと、どう思いますかと、町長どう思われますか。

○町長(内野宮 正英君) 御指摘の関係については、非常に遺憾なことだと思っております。どういうことで会計が選任されなかったかわかりませんが、やはり正常な形で運営はされたりしましても、やっぱり会計処理的には金額、会計上での過誤がなくても、やはり組織的な組合としての組織としては、やはり問題があったと、このように理解をしないきゃいかんと思います。

○議員(今井 伸二君) いや、組織的には問題がなかったじゃないんですよ、これ。いいですか、役場の中に事務局があったと、農林水産課の中に。議会の議決をやるときには、出資金を集めていかにも法人化したと思わせた。ところが、その組織には金が渡らずに、内部会計であったと。これは大問題なんですよ、やっぱし。町長答弁。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の御質問にお答えします。

お金の流れとしましては、先ほど言いましたできるだけ現金を扱わないということで納付

書をお渡しし、納入いただいた口座というのが利用組合の口座でございまして、その中に各畜ふんを処理いただいた方々の処理料も振り込まれてまいります。

もちろん、総会の中で決定し、議会でも認めていただきました処理料の一部負担ということで、その補助金は処理料相当分の結果が出てから補助金交付をし、利用組合員の方々の処理料とあわせて最終的に山有のほうに支払いをします。

補助が切れた18年度につきましては、処理料の、皆さんから負担いただいた3,600円に消費税という金額は、また同じくその口座に入って、そこから山有のほうに支払っていったということでございますので、全てのお金はその通帳の中に存在すると。そういうことから、別通帳とかそういうことではございませんし、もちろん補助が切れる前は1,800円と消費税ということで農家の方々は負担いただいたと。

その後、18年からは3,600円プラス消費税ということで農家の方が負担をされたということになりますので、利用組合の方々は全く知らないうちという話には該当しないというふうに思っております。

また、逆にその3,600円が高かったということから、やはり18年度以降畜糞処理が少なくなってきたということも事実であろうかというふうには考えておりますので、補助金の流れにつきましては、利用組合の方々も十分認識した上でいらっしゃるということで私どものほうは理解しております。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 補助金の流れはまだ聞いてないがね。補助金の流れはまだ聞いてない。

○農林水産課長(押川 義光君) 今井議員の質問にお答えいたします。

会計が決まっていなかったというのは事実でありますし、会計をという話を役員会の中で重大なこととして協議されなかったということも事実でありますので、そのことについては役員さん方も御承知のことでございます。

○議員(今井 伸二君) だから、まともな組織じゃなかったと受け取っていいですね、そしたら。そこなんですよ。

○農林水産課長(押川 義光君) 再度お答えいたします。

全ての意思決定関係につきましては、私が担当した14年、15年当時につきましては、意思決定はやはり幹のほうの幹事会、11名いますが、その中でいろんなことが決定し、コンテナ代のアップとか、そういう中身、それについては決定してきたという経緯がございますので、会計が不在だったこと、そのことだけをもって全く機能してなかったというのは、なかなか難しいというふうに、この利用組合としてはやはり役員さん方はいたと。ただ、会計さんはいなかったという状況であることは確かでございます。

○議員(今井 伸二君) 特別委員会の調査、4日、8日やりましたよね。今の課長の答弁と相当ニュアンスが違ってくるんですよ、利用組合の。実は私たちは本当の組合じゃない

ですよと、補助金の受け皿になってくださいっていうことだったんじゃないですかと、議事録にも書いちゃったですよ。経緯、流れからいって、まともな組合と言えない節がたくさんあるんですよ、ここにね。

私たちはそのコンテナが補助か、直接補助を受けられんか、歳入が。ほじゃから利用組合をつくってくださいよと無理やり頼まれたんですよって、これが議事録ですよ、その。会長の言い分と大分違うじゃないですか。

○農林水産課長(押川 義光君) 今私がこの場でお答えしたこと自体は、現実にそういうやり取りがあったということでございます。当初の13年の5月段階での町の計画の中では、先ほど申されたような補助金の受け皿というような形での利用組合の設立計画というのは、当然御説明申し上げましたので、当初の段階から利用組合の存在を計画的にやってきたというのは事実でございます。

その後、先ほどから申しましたことをやり取りをしたということだけは、事実でございます。そういうことで総合的に見て、現状の中では組合全体の機能全体を考えたときに、この間特別委員会で申しましたようなことは、あり得るのかもしれないなということで申しておりますけど、あくまでも先ほどから申しましたことについては、平成13年から15年度末までのことでございますので、総合的に考えたときにどうなのかということ、私もちょっとわかりかねます。

以上です。

○議員(今井 伸二君) いいですか、利用組合ができた。約50名から60名常に組合員が動いていた。その利用組合の中の会計は役場の農林水産課にあった。例えばですよ、町長は繰り返しこう言われてるんですよ「利害が異なる場合、農家との裁判があり得る」と、町長はこう発言されてるんですよ。自分の所管課にある会計と何らかで異なると、理解が。裁判があり得ますと。

○町長(内野宮 正英君) 裁判上でのことと言えば、またこの覚書だとか、協定だとか、これに基づく事実に基づくその裁判と、こういうことでございます。したがって、その覚書を結んでいることは、これも事実であります。

しかしながら、そういう流れはありますけれども、いろいろ御質問がずっとあっていますように、いろんな経過があると、そういう関係状況の中で、やはり双方が町と組合が告発受けているわけでございますので、そこ辺りはお互い過去のああじゃ、こうじゃということを本裁判の訴訟の中の覚書的、あるいは協定的なもので申し上げると、そこは非常にいろいろ組合は組合、行政側は行政側としての意見があるかというふうに思います。

しかし、そのことをやっぱり今私が議論をするというのは、御意見からはああ、なるほどなというところもあるわけでございますけれども、そこはやはり今後の答弁書の中で利用組合と我々側が、やはり意見は一致する中でやっぱり裁判を進めていくことが必要だと、こう考えているわけございまして、しかしその見解によってその被害が相反することがあるか

もしれない。それはないことを前提として、取り組みは今しているわけですが、場合によってはあり得るかもしれないと、それは絶対ないということは言えないという立場で申し上げているわけであります。

ただ、そうならないように、弁護士とも十分相談をしながら、今は進めているということで御理解いただきたいと思います。

○議員(今井 伸二君) 町長の言われることがわからんとですよ。そうならないようとか、これで聞くのがきょうの同僚議員でも、多くの裁判の争点は、行政と農家の会計が争点になりますよということを答弁されてるんですよ。なるべくそういうことにならないようにと、同じ態度でやっぱり同じことを言われるんですよ。

だから、私は思うのは組織をつくったと。繰り返しになりますけれど、その会計は規約どおりにできなかつた。役場の担当課が会計をしたと。そこには多額の補助がいったと。だけど、ひょっとして理解が異なったら、自分の部下、所管課が会計したところと裁判しますよという話なんですよ。そんなことができますかと言ってるんですよ。

裁判の行く末を見にゃわからんということじゃないですよ。そういうことはできんでしょう。結果的にはできんかったと言ったところで、もうしたことには間違いはないんですよ、役場が。実際未収金のところには強要されて、役場の職員が集金に行っているでしょう。行っていませんか。

○農林水産課長(押川 義光君) 確かに未収の部分につきましては、農家を訪問しております。

○議員(今井 伸二君) 町長、未収金について役場が集金に行ってるんですよ。そここの組合と、それだけ不安定な組合と行政と裁判しますか、異なるからといって。

○町長(内野宮 正英君) 課長の答弁申し上げましたように、実質的な運営というのは、これは組合としての意思決定に基づいて行われてきている。ただ、会計処理上を担当課が担っていたと。また、補助金等の受け入れについては、その実績に基づいて受け入れをし、そして支払いをすると、こういう流れであつたと、こういうことでございます。そのこと自体は、確かにやはり町が持つべきだったかどうかというのは、非常に問題があると、そう思います。これは少なくとも、会計はその責任者がおって、それを手伝いするという範疇からやっぱり逸脱していることは事実だと、こう思います。

ただ、御理解いただきたいと思うのは、運営上の問題については、やはり組合としての機能をしていくと、こういうふうに事業執行という意味合いではですね、そういう点では機能していたんじゃないかなと、こう思っております。

そういうことで、先ほどからいろいろ答弁しておりますように、確かに会計がいなかったというのは問題かというふうに思っております。これは、お詫びを申し上げたいと思います。

あと、その組合との利害関係が発生した場合と、これは先ほどから申し上げますように、こう長い運営の中、あるいは協定、覚書と、そういうようなこれはもう明らかな事実がある

わけでございますので、そこがこの協定の中身とやはり実際との施設等々の関係等から、それは違ふと、こういうことでの訴訟に対して争うということにしているわけでございます。

これは基本的に言えば、大きな環境問題と糞尿処理を含めた大きな政策として、これは行政も立ち上げられたもんだと思います。そういう意味合いで、これは組合等の皆さん、農家の皆さんと相協力してこれはやっていかなきゃできない事業でありますので、これはやっぱり一体的なその供与関係にあることが重要な事じゃないかと、そう思っておるところでございます。問題のあるところについては、お詫びを申し上げたいと思います。

○議員(今井 伸二君) 言われたいことはわかるんですよ。だけど、事務のあり方は地方自治事務、この場合は法人事務、会社事務、そしたらどの事務に当たるんですか、これは、この中で。

○副町長(養原 敏朗君) 今井議員の御質問でございますけど、おっしゃるとおりだろうと思います。ダラダラ行政事務から安易にしばらくの間手助けをとというのは、もうずっと続いてしまった結果だろうと思うわけでありまして。本当お詫びするしかないのかなという気がしております。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 結果的にはダラダラとした事務で、地方自治行政事務に携わる人が、これ農家の事務じゃないですよ。法人事務じゃないっていうか、法人組織じゃないから。会社事務じゃったのか、地方事務じゃったのか、これ本当に地方自治法に、法に触れる可能性がものすごい強いんですよ。そこ辺のところは、きょうのところ勉強してきていませんからあれですけど、不可解なことばっかりで、これただ責めるだけはいかんのですよ。議会としても責任があるわけですよ。審査、調査が足りなかったという。

こういう事件はですよ、住民がしっかりしているなら本当に執行部の町長も議会も、解散を覚悟で臨まにゃいかんような大失態だと私は見ていますよ。そういうことも覚悟しとかにゃいかんのじゃないかと私は思っております。

まだ言い足りはしませんけども、監査委員、横で話を聞いておられたと思います。一連の動き、1億2,000万、それから農家からは出資金という名前の会費が実は会費であったという組織を、役場内で監査をしていたと、このことをどう受けとめられますか。

○監査委員(三角 巖君) 先ほど来、質疑があったわけでございます。非常にいきさつがありましたとおり、川南は非常に畜産が盛んということで、におい公害とかいろいろハエとか、いろいろなことがあります。そういったことを解決せにゃいかんと、生活環境、住環境を解決せにゃいかんというのがずっときておったんだろうなというふうに考えております。

私たちが議選の監査委員と監査をする場合におきましては、補助金、——ここの場合は補助金の支出でございます。これにつきましては、その補助、目的、これに沿って使っているかどうか、あるいはこの議会で議決されました予算、これの範囲内で支出されておるかどう

か、オーバーしてないかどうか、そういったことも含めまして監査をこの場合実施いたしております。

その間、ずっと議会でも取り上げられました。もう毎年のことだけと言われた経緯がありますが、その中でやっぱり搬入量がどんどん減っていくと。3年ということで計画されておったのが4年ぐらい補助も出していこうといった中で、ですから搬入量の問題、いろいろ担当部署には聞いてきたところがございます。

しかし、情勢が刻々変化しまして、——変化すると言いますのは、鶏糞持ち込みがちょっと多過ぎるとか、そういったことも途中でありました。そういった関係で、搬入量も日量でも60トン余りあったのが50トン台になり、50トンを切るといったようなことがあります。

(発言する者あり)

はい、これが私が考えるのは、やっぱりこういう団体をつくる時に役員の方も大変骨を折られますので、特に会長だけを聞いておったわけですが、会計になるとなかなか大変だということで、先ほど課長のほうからありましたとおり、山有のほうで最初、それから町のほうでやるということで、私が監査の中では、もうその補助金はその通帳に振り込まれ、山有のほうに支払われていくといった中で、会計者が直接この役員の中におったかどうかにつきましてまでは、承知をしておらなかったというのが実態でございます。

これは、予算の審議をされるときに、補助金を出すといったような中で産建委員会もそういったこともありますので、当然そこ辺も十分審査されておるんだろうとも認められた段階ということで認識をして上での監査です。ただ、そういった中で農林水産課の担当者、あるいは課長、そういった立ち会いでの監査だけで終わったということでもあります。

以上です。

○議員(今井 伸二君) いいですか、実は利用組合の補助金だと思っていたと。それが役場内で会計されていたと、でしょう。そのことはどうですかと、正しいですか、どうですかと、どう思いますかとずっとやり取りを聞いたわけでしょう。これ一連の流れで三角監査委員そげな事情は聞いてないと、こっちから事情はずっと聞いているから、監査委員としての見解を聞いているんですよ。

○監査委員(三角 巖君) ありましたとおり、なかなか難しいのかなと。ただ、正しい姿ではないと考えは持っております。ただ、そういった中でありましたとおり、これはずっと見ていただいておりますと、役員の方からはですね。そういったことがありましたので、それでもやむを得ない運営がなされておるといふふうに監査も実施いたしました。

○議員(今井 伸二君) 監査はしていた。ほう。いいですか、これは議会を通過するときには、利用組合の補助金で運営資金で出るっですよ。ところが、監査委員の言われることは、利用組合を経由せずに役場にいつている。それを会社に持って行きよった、こういう今、答弁をされるんですよ。でしょう。それ正しいんですか。もうこれ時効がかかっているから思ったまま言っているんですよ、監査委員としては、うん。

○監査委員(三角 巖君) 時効がかかっておろうがおるまいが、私たち、私が見た監査は、そういった確かに役場の職員ではあります。監査する相手はですね。それで、ただ利用組合の通帳でありますので、それをもう利用組合であるという見方であります。

○議員(今井 伸二君) 利用組合と見られんでしょう。役場の職員を監査していたわけでしょう。ここに監査委員、199条7項の規定により、補助先の監査をすることになっていきますわね。なっているでしょう。監査委員、この前報告があったでしょう、これは。補助先の、でしょう。それに該当する組織として監査されていたんでしょう。

○監査委員(三角 巖君) 毎月例月現金出納検査を行うわけですが、それで毎月見ます。それと決算審査ですね、それで見えていくということであります。

○議員(今井 伸二君) それは議会に報告なぜされなかったんですか。してる。いや、この中じゃできてないよ、これ。補助団体じゃろ。(発言する者あり) 取り扱いはどうなったの、監査委員。

○監査委員(三角 巖君) 例月は、これはもう本議会、それから決算審査の総会で、これは認定したということで、これはもう監査委員が認定したというそれがあって、それを見てください、決算認定もしていただいたということでもあります。

それと、ちょっと記憶さだかでないのですが、財政の団体の監査を1回やったような気もするとですけど、ちょっと覚えちよらんとですね。そしてやったということは、これ非常にやっぱりさっき申し上げました議会でいつも問題になる案件ですので、搬入量とかそういった問題、その資金の流れ的なものは、しょっちゅう気をつけて、他のものより余計気をつけて見たというのが事実です。この補助が出ておる。

○議員(今井 伸二君) いやいや、これどういう扱いで監査しよったんですか。外に出る補助団体として前に1回したような気がするとかですよ、例月監査ですとかですよ。

○議長(川越 忠明君) 暫時休憩します。しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後5時56分休憩

午後6時08分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○監査委員(三角 巖君) 先ほどの答弁の中で、毎月行っておりますと、例月現金出納検査、これにつきましては町の例月現金出納検査であります。町会計のですね。当然、利用組合は一団体でありますので、私たちがそれ毎月それを監査するという権限といっても、それは通達すればまた補助団体ということのできるかもしれません。しかし、それでは大変でありますし、ただ毎月の例月現金出納検査では、特に補助金ということで額も大きかったということで、毎月気をつけて見ていたという経緯であります。

それから、たしかどうも忘れることがある——財政援助団体の監査ですね。これは、毎年

4つ前後ぐらいやるんですけれども、この18年1月17日に16年度分の監査をいたしております。この中でその補助金の支出については、適正であるというふうにも見たようなところ書いておる。ただ、問題もありますよといったようなことでも書いております。搬入量が少ないとか、そういった問題であります。

以上です。

○議員(今井 伸二君) さきの答弁では、利用組合の通帳は会計監査しよったから問題ありませんよと。していますよという答弁じゃったとですね。ところが、そこには利用組合の会計がないんですよ。だから、役場の職員が持っている通帳を監査しよったわけでしょう。そのことについて変に思われんかったんですかと、議会は利用組合にやるということで通過しよったですよ。そのことに違和感はなかったんですかと。量の問題じゃないんですよ、おたくの監査は。補助金の流れなんですよ。そのことを言ってるんです。

だから、さっきの答弁では、こういうことになってるんです。利用組合があんまり完全にできてないと。だけど、執行部が提案して、利用組合員に流すと、補助金を。そして議決をします。ところが、出た先では町長が提案し、役場の職員が会計して、監査委員が監査して問題がないですよと、多額の補助金を、でしょう。

そのことは問題じゃなかったですかということ、代理の組合員をつくっちゃって、そしてやっぱ担当が会計して、監査委員はあれは問題じゃねえですわと、そういう構図が浮かび上がってくるですよ。監査委員として指摘のしどころが間違っていないと思いますか、そこで。

○監査委員(三角 巖君) 最初申し上げましたとおり、聞いてみればもう正常な姿ではなかったわけですということは、今申し上げましたとおりでありますけれども、ただ月々といいますか、2カ月に1回とか幹事会とか開いてその会計の状態については見せておるといふことがあります。

ただ、それについて会計を町の職員がやって、それで私たちは通帳によって、あるいはその支出伝票、そういったものによって監査をしたわけでありましてけれども、確かに言われるとおり、職員が委託を受けたと、——委託か委嘱か、そういった感じで会計処理はしていったんだろうと思いますけれども、やはり規約にのっとりた役員構成ではなかったと、それはやっぱり正常ではなかったんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 監査委員、その委託か付託か知らんけど、その書面は見られたんですか。今言われたじゃないですか、今いわれたじゃないですか。

○監査委員(三角 巖君) 今申し上げたのは、委託をされたのか付託を受けたのかわかりませんが、正常の姿ではなかったんじゃないかということをお願いしたわけです。そういった証明とか委任状とか、そういったものを見たわけじゃありません。

○議員(今井 伸二君) そう思った、思われたんですか。

○監査委員(三角 巖君) 正常な姿ではないだろうと。

○議員(今井 伸二君) いえ、委託か付託を受けたから、役場の職員でも問題ないですよって監査委員、今言いたいんですよ、おたくは。でしょう。そのところはどげですか。そう思ったから確認せんでも思ったから、問題がないと思ったと、そういう判断でしょ。その判断が正しいかどうかという問題になるんですよ、監査委員として。

○監査委員(三角 巖君) そういった役員構成の名簿までやっぱりきっちり見てやるべきだったと。ただ、申しあげましたとおり、これは調査なり審査もされた上での補助金支出について予算を組まれたということでもあります。

ですから、私たちとしては、とにかく監査をするに当たっては、予算あるいはその使用目的、そういったものに沿って歳出されているかどうか。ただ内部のそれについて役場の職員がもってきたわけでありましてけれども、そのときには余り不自然には感じなかったということです。

以上です。

○議員(今井 伸二君) そんなやつを思い監査っていうんです、監査、こう思った監査。というのは、監査してないということになっとですよ。正しい思うとったから監査しなかったと、っていうことないんですか。監査はそんなもんじゃないでしょう。

○監査委員(三角 巖君) おっしゃられるとおりです。私たちの手ばかりであったというふうに考えております。

以上です。

○議員(今井 伸二君) 今後あの会社がこのままではないと思うんですよ。施設はどうあれ。だから、役員に監査委員がない、役場の中でしょう。そういうことを今後どう指摘されていきますか。

○監査委員(三角 巖君) 今すぐにどう対処するかについては、また議会の監査委員の方とも相談しながらでないといけないのかなと思っております。

○議員(今井 伸二君) 今のまま役場の中でいいと思いますか。

○監査委員(三角 巖君) 組合のほうでやっぱり会計の責任者、会計をしっかりとやはり選任していただいてやったほうが、正常であるというふうに考えております。

○議員(今井 伸二君) 議会も注意して見ておかなければいけないわけですけども、監査委員のほうも、今言われたとおりやっぱり正しくあるべき姿に戻して、でないとならば、もう川南町は大変なことになると思いますよ。今までの答弁どおりにいったら、監査委員の。

さっきも言いましたけれども、町長が提案し、議会が賛成し、その金の流れは組合員に本来は規約どおりにいくなら、会計がおらにやいかんの、役場の職員が会計して、役場が選んだ監査委員が監査すればですよ、これはもう住民からなんと言われてでも言い訳はできませんよ。

おまけに、議会広報69号で表紙に問題のある会社、30年の杉の木がべらっと枯れとつとで

す、あそこは。でしょう、これ最初に裁判やらで参考にされてるからわかっていると思いますけれども、そういうことは許されないことなんですよ。

今までの流れとしても、町長はそれがいかにも当該はなかったというような答弁をした結果ですよ、いうなら会社を守るような発言をしながら、その会社から控訴、裁判されたんですよ。

だから、議会も監査委員も指摘するところははっきりして、いうなら議会が終わったら楽しく焼酎が飲めるような、議会としてもやり切ったし、執行部としても何もかにもやり切ったと、出せたと。意見の衝突は確かにあったと、そういうような議会執行部、監査委員になっていかんかったら、川南に町政運営方針で出されていますけれど、だれが住んでも住みよいまちづくりとか、そういうことにはなりませんよ、これ。

町を信頼して64名、あるいは80名の方が町の誘致した企業に堆肥を運びよったと。そしたら、ある日突然ですよ、訴状が来た。しかも、請求額は2億4,000万。25日だったですよ、うちに電話がきて僕が受け取った、知ったのは、それを。そこに呼ばれていった。ばあちゃん、
「今井さん、こんなもんがうちに来た」と、生まれて初めてだと、82年ぐらい生きちよって。

○議長(川越 忠明君) 今井議員に申し上げます。

○議員(今井 伸二君) 手が震ってたですよ。

○議長(川越 忠明君) 発言時間の制限を越えていますので、簡潔に願います。

○議員(今井 伸二君) それは、住みよいまちづくりとは言えない。今後のある立場で公務員は公務員、町長は町長、監査委員は監査委員、議会は議員で、議会でもっと切磋琢磨して真剣に取り組む必要があると私は思います。

以上で、質問を終わります。

○議長(川越 忠明君) 本日の一般質問は以上で終わります。

なお、町政運営方針に対する質問につきましては、あすの議案質疑に先立って行いたいと思います。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後6時20分閉会